令和７年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日　　令和７年３月５日

招集場所　　野洲市役所議場

出席議員

１番	村田　弘行	２番	小菅　康子
３番	田中　陽介	４番	山本　　剛
５番	木下　伸一	６番	津村　俊二
７番	東郷　克己	８番	山﨑　敦志
９番	石川　恵美	１０番	服部　嘉雄
１１番	奥山文市郎	１２番	橋　　俊明
１３番	岩井智惠子	１４番	鈴木　市朗
１５番	山﨑　有子	１６番	稲垣　誠亮
１７番	荒川　泰宏		

欠席議員　　なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	櫻本　直樹	教育長	北脇　泰久
病院事業管理者	前川　　聡	政策調整部長	布施　篤志
総務部長	川尻　康治	市民部長	中塚　誠治
健康福祉部長	井出　徹哉	健康福祉部政策監（高齢者・子育て支援担当）	井狩　昭彦
市立野洲病院事務部長（地域医療政策担当政策監）	駒井　文昭	都市建設部長	岡崎　慎一
環境経済部長	西村　拓巳	教育部長	田中　明美
政策調整部次長	小池　秀明	総務部次長	井狩　　勝
総務課長	山本　定亮		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	北脇　康久	事務局次長	辻　　昭典
書記	赤坂　悦男	書記	舩橋　潤子

議事日程

諸般の報告

第１　会議録署名議員の指名

第２　代表質問

第３　一般質問

開議　　午前９時００分

議事の経過

（再開）

○議長（山本　剛）　（午前９時００分）　皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

諸般の報告に入る前に、本日報道機関の方が来られており、録画、録音、写真撮影等を許可しますので申し伝えておきます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は１７人全員であります。

次に、本日の議事日程は、既に送付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日、説明員として出席通知のあった者の職、氏名は、昨日と同様であり、タブレットへの掲載を省略しましたので、ご了承願います。

（日程第１）

○議長（山本　剛）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定により、第１２番、橋俊明議員、第１３番、岩井智惠子議員を指名いたします。

（日程第２）

○議長（山本　剛）　次に、日程第２、代表質問については昨日に全て終了しましたので、本日の議事日程から削除いたします。

（日程第３）

○議長（山本　剛）　日程第３、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、くれぐれも簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第１号、第１６番、稲垣誠亮議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　おはようございます。創政会、稲垣でございます。

市長選挙が終わりまして５か月目になろうとしていますが、一応ノーサイドということで、市長の手腕には期待しております。

ノーサイドといえば、私は学生時代にラグビーをしていまして、ナンバー８のポジションだったんですが、ナンバー８の名に恥じないように市長と対峙していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回は（仮称）駅前パークモールについてと、２つ目、病児保育であります病児保育室とう太さんについて質問させていただきます。

まずは１件目、（仮称）駅前パークモールについて一般質問をさせていただきます。大枠で４問の設題を今回挙げております。

では、１つ目行きます。芝生公園、（仮称）駅前パークモールの成功に向け、そして改革の旗手として市長の手腕に期待しています。

さて、進捗状況についてですが、従来から連携事業者であるサンヨーホームズさんから新たな提案がなされているとのことでしたが、進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　皆さん、おはようございます。

それでは、駅前（仮称）駅前パークモールについてということで稲垣議員のご質問についてお答えいたします。

まず進捗状況についてのご質問でございますが、代表質問でお答えしましたことの繰り返しになりますが、これまでからご報告させていただいていますように、まずは昨年１１月に野洲駅南口周辺整備事業におきます官民連携事業者であるサンヨーホームズ株式会社へお伺いし、市有地の活用方針についてお示しをさせていただいたところ、私の思いを酌んでいただく形で変更提案を提示したいとの申出がありました。その後の協議を経て、つい先日、３月３日に同社から大まかな変更提案のご提示があり、現在その内容について精査をしているところです。詳細につきましては今月下旬に都市基盤整備特別委員会の開催をお願いし、説明をさせていただく予定です。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。３日にサンヨーホームズさんから提案が入ったということなんですが、昨日の時点ではたしかまだ見られてない、市長しか見られていないと思ったんですけど、１日経過して、一般論で考えれば、市の最高責任者ですから見ないということはないと思うんです。一応は閲覧されたということで理解してい

いですか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　事実としてまだ見ておりません。ただ、提案がありましたということで、ただ、その内容について、まだ事務方のほうで確認をした上で報告をしたいということでしたので、私はそのものも見ていませんし説明も受ける機会は昨日は時間帯はありませんでした。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　布施政策調整部長にちょっとお伺いいたします。見てないということなんですが、ある程度簡易にでも普通は３日に入ってきた、それを担当部長として市長に報告するのは一般論として、僕の私見ですけど、僕の中では常識なんですが、ある程度概略なり報告されてないんですか。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　議員の皆さん、おはようございます。議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

　３日の日に確かにサンヨーホームズさんのほうから提出をいただきました。私がトップになりまして受け取りをさせていただきました。子細につきましては、市長のほうに今後市の考え方をきちっと協議をした上で判断をいただく必要がありますので、詳細について協議がまだできていないという状況ですので、ご了解をいただきたいというふうに思います。いただいたという事実をもって市長には報告をさせていただいているというところでございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　僕は詳細に一言一句報告というふうには言ってないんですよ。ある程度その全体の概要なり伝えられると思うんですけど、それも伝えられてないということで理解していいですか。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　少し稲垣議員の質問の意図がちょっと分かりかねるんですけれども、頂いた図面の概略というのはご覧をいただく場面はございました。ご覧をいただきましたけれども、子細は説明をさせていただいていません。

　以上でございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　図面を見ていただいたということは、今、布施部長の答弁で分かりました。ただ、これで部長、相手さんて、サンヨーホームズさんで、要は上場企業なんですよ。当然これ中継も見られていると思うんです。サンヨーホームズさんの立場からしたら、市に報告を上げているのに市長のほうに詳細な説明が行ってないというのは、信頼関係を構築するのが僕は非常に危ういんじゃないかなと思うんですけど、担当部長はそこはいかがですか。僕がサンヨーホームズの例えば取締役だとしたら、えっ、まだ市長のほうは詳細を確認していないのかと、１日もあったのにというふうに思うんです。これは野洲市の信用失墜にも僕は今の答弁でつながっていると思うんですけど、部長、もし反論なり修正なりありましたらお願いします。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　協議の子細を申し上げるつもりはございませんけれども、市長のご答弁いただいた内容につきましては、今月末の特別委員会でサンヨーホームズさんの提案、内容、そして市の考え方、どういった思いでサンヨーホームズさんが提案されたかというのを特別委員会で申し上げますのでということをサンヨーホームズさんにお伝えをしております。ですから、その場面をもって確認をいただけるということを申し上げておりますので、同社との信頼関係というのは丁寧に対応させていただいているという状況でございます。

　以上でございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　分かりました。この件はもうそれ以上は言わないんですが、サンヨーホームズさんの関係者なり、上場企業ですので、株主さんも大勢いらっしゃるんですよ。サンヨーホームズさんのホームページのトップの最初のトピックって、この連携事業のことが書かれているんですよ。７月だったかな、栢木前市長との連携事業が成立したということで、栢木市長とサンヨーホームズさんの社長さんが締結して写真が載っているんですよ。これ株主さんが見たら、えっ、３日に写真上げているのに、市長のほうに詳細が１日たっても行ってないというのは、僕一般論ですけど、株主さんの怒りを僕は買うと思いますよ。野洲市どうなっているんだと……。

○議長（山本　剛）　稲垣議員、少し逸脱していると思いますので。

○１６番（稲垣誠亮議員）　進捗ということだったので関連かなと思ったんですが、修正いたします。分かりました。

○議長（山本　剛）　そこまでにしてください。

○１６番（稲垣誠亮議員）　そこは修正いたします。部長のほうから言えば信頼関係を傷つけないということで再度確認いたしますが、よろしいですか。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　こと子細につきましては丁寧に対応させていただいておりますので、そのやり取りの経過を含めて議会のほうに特別委員会でお話をするということを相手方のサンヨーホームズさんのほうにもご説明しておりますので、その点につきましては十分配慮を持って対応しているという状況でございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　先ほど部長の答弁の中で、概略図面なんかはちょっとご覧になられたということをお伺いいたしました。これは僕の勝手なイメージなんですけど、恐らくＢブロックにマンションが来たりとかそういったことで作成されたのか、これ僕のあくまでも勝手な想像でしかありませんけど、すみません、私の勝手な想像を申しました。

質問なんですが、図面を見られたということで、簡易でもいいんですけど、Ａには何があってＢには何があってＣには何があるぐらいは見られたので、簡易に説明はできるかなと思うんですが、市長、教えていただけませんか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　再質問ですね。

正直、図面を広げて、ここにこれが来ましたというような説明を受けてないんです。この物が来ましたと。出てきましたと。そしたらまたそれを説明等しっかりと見せてくださいということで、別途そこは整理をした上で報告するようには言っていますので、今私がＡブロックに何がある、Ｂブロックがあるというのは記憶もありませんし詳細に見てないので、中途半端な私見方しませんし、きちっと説明をできる状態にして私のほうに上げてくるように説明を依頼しています。常に私はそうです。よっぽどの事故はまず第一報ですけども、これは当然見た瞬間にいろんなことを私聞きますので、そこを一定事務方で整理をして、必ず聞きます。これに対してどういう反応をするのか、対応するのか、そこをしっかりとこの件に関しては特に整理をした上で、そんな１週間、２週間も先にはなりませんので、整理するような指示を出しているというような状況です。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　分かりました。進捗状況について、事前にあまり詳細なとい

うか、流れ自体も詳しい説明がなかったので、私が誤解している部分がもしあったとしたら謝罪したいと思うんですが、今の市長の答弁を聞きますと、進捗についてまずは１次報告があったというようなステータスなのかなというふうに市長の答弁を聞いて思ったんですが、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　ちょっとどういう趣旨か分からないんですが、まず報告がサンヨーさんから変更計画の提出がありましたという報告はしっかり私は受け止めました。

　次の段階として、内容と今後の対応について、２次報告としてしっかりするように指示を出したというような状況です。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　分かりました。進捗状況については今月の特別委員会で説明いただけるということなので、それを見守りたいと思います。

　市長、これ進捗が今なされている状況ですけど、市長の前１２月定例会においては市長の市長マニフェストを基に、ある程度素案ではあるんですけど、市長の思いなり、Ａブロックについては芝生公園にしたいというメッセージ、あとは売却をしないというメッセージをいただいたと思うんです。これ、仮にサンヨーさんから具体的な提案があったとき、その提案を議会はそれでいこうといったときに、市長が議会の過半数の提案があれば、それで進めるつもりがあられるということで理解していいですか。そもそも市長の方針でいくというのであれば、議会の提案聞く必要ないじゃないですか。だってもう決まっているんだから。だから、要はこのサンヨーホームズさんの提案について、市長としては議会の過半数の賛同が得られれば、採決を取るわけではありませんから、議会のおおむねの賛同が得られれば、サンヨーホームズさんの提案に乗っかる可能性があるということで、可能性ということにしておきましょう、可能性があるということで理解していいですか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　物事、順番が逆だと思っておりまして、あくまで案をつくって提案するのは我々執行部の役割で、議員の先生方が案をつくって、私がそれを飲む、飲まないということではありません。ただ、こちらの執行部の案をつくるときに、市民であったり、議員の皆さんであったり、民間の提案を受けて、それを聞いた、踏まえた上で我々は案をつくると。これに対して議会がイエスかノーなのかということになると思っています。ですので、まず執行部が案をつくる前に議会のほうで過半数の賛成で案をつくって、それを

というのは順番が私は逆だと思っていますので、案をつくる前にご意見をお聞かせいただくということになるのかなというふうに思っております。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　分かりました。ご丁寧にありがとうございます。趣旨理解いたしました。

　では２番目にいきます。

　市長は、前定例会において神戸市のアーバンピクニックを最も大きなイメージとしているとのことでしたが、それ以降参考にされた公園は新たにどこがございますでしょうか、お伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　稲垣議員の２点目の質問で、新たに参考にした公園があるかどうかというところでございますが、ございまして、まず野洲駅南口周辺と比較すると規模の違いはございますけども、駅前にある公園で飲食店などが整備されている事例といたしまして、現在参考にしておりますのはＪＲ線の高槻駅近くにございます安満遺跡公園やＪＲ・近鉄線の天理駅近くにございます天理駅前広場コフフンになります。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。今ＪＲ高槻駅近くの安満遺跡公園、ＪＲの天理駅近くのコフフン公園ですか、お名前が挙がったんですけど、精力的に視察に行っていただいて、よいことだと思っております。これは政策調整部内の業務として、市の執行業務として政策調整部長、これは行かれたということで理解していいですか。意思形成過程の中で行かれたということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　こちらの視察につきましては、市長自ら出向いていただいておりますので、そのご報告を受けたという状況でございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　それは部長同行されてない、部長なり政策調整部で随行されてなかったということですか。市長がお一人で行かれたということですか。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　１点目の安満遺跡公園につきましては市長と同席をさせていただいて、確認をさせていただいております。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　せっかく市長も天理近く広場のコフフン公園でしたか行かれているので、しっかり部長、原課内でその辺の情報の収集なりまとめなり報告なり、原課のほうに聞いたときに回答いただきたいと思うんですけど、部長、この安満遺跡公園とコフフン公園ですか、それの概略について、簡単に部長ご説明いただけませんか。話せる範囲で結構です。

○議長（山本　剛）　布施政策調整部長。

○政策調整部長（布施篤志）　高槻市の駅前から少し距離がありましたけれども、安満遺跡がございまして、その跡地を公園になされたということでございます。指定管理が実施されておりまして、その指定管理者のお話は聞けませんでしたけれども、当該施設の中に子どもの遊び場を運営しておられる民間企業がございましたので、そちらの企業さんのほうからもいろいろ内容をお聞かせいただいたというところでございます。

　この安満遺跡公園につきましては、敷地が２１．８ヘクタールと非常に広大な敷地でございましたので、これがどこまで参考になるのかということでございますけれども、先ほど申し上げました子どもの遊び場の位置づけですとか、そうしたことを参考に視察をさせていただいたという状況でございます。

　また、天理駅前公園につきましては市長のほうが自ら出向いていただきまして、確認をいただいております。規模につきましては７，７００平米ほどの敷地規模であるというようなことと、子どもの遊び場のキッズスペースでありますとか、ふわふわドームといった遊び場もあるというようなことも確認をさせていただいたという状況でございます。概略以上でございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。事前通告に伴って市長２つ挙げていただいて、せっかくなので、市長はこの２つの公園をご覧になられて、野洲の芝生公園の整備に向けて、率直な思いで市長の言葉が聞けたらうれしいんですけど、どのような点が何か参考になるかなというふうなもし思われたら、この２つの公園それぞれお聞かせいただけませんか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　ご質問いただきましたこの２つの公園につきましての私の感想なり見どころといいますか、今、率直に感じているところをお話ししたいと思います。

まず、安満遺跡公園につきましては広大な公園がございまして、その一角にボーネルンドといういわゆる子どもの遊具を使った様々な子育てを展開している事業者がございまして、その施設を見学させていただきました。体験型の非常にすばらしい子育て支援施設になっておりまして、芝生公園に併せてそういった室内型の子どもの子育て支援機能がある、もしくは近隣には屋外ではありましたけども、子どもたちが本当に楽しむような遊具も併設されておりました。１つの参考になるのではないかなと。駅前公園に子育て支援というものも場合によっては十分機能するのではないかなというふうに思いましたし、また近隣にカフェであったりキッチンカーもございました。この駅前芝生公園との親和性というものも感じたところであります。

また、天理駅前のコフフンになりますが、こちらにつきましては規模的に野洲と非常に似ておりまして、印象としては、多くの遊具はありませんでしたが、同じようなふわふわドームというような子どもがトランポリンのようなシンプルな遊具で楽しんでいる姿がありまして、なかなか近くの公園にないような大型遊具ですので、子どもたちが本当に楽しんで、寒い中ではありましたが大にぎわいをしていたなというようなことを感じていますし、またこの特徴としては、駅前を使ってかなりイベントを頻繁にされています。これは行政主導ではなくて、民主導で様々なイベントが展開されているということでありましたり、また学習スペース、それから子どもたちの工作スペースということで、まさに子どもたちが自由に時間を過ごせるような居場所がそこにはありました。駅前にそういったものがあれば、この若い世代にも十分楽しんでいただき、そして魅力になるような公園というものがいいのではないかなというふうに感じました。

それともう一点は、私見ていたのは公園だけを見るだけではなくて、少し触れましたが、周辺の施設との兼ね合いも見てまいりました。例えば安満遺跡公園では近くに高槻子ども未来館というものがございまして、これは子育て支援施設、市の施設になってございます。こども園でありましたりとか健診機能とか、休日の一時預かりとか、そういった機能が近くにありまして、まさに駅前のこの空間を子育てに使っているなということで、その芝生広場だけではなくて周りの公共施設、公共的な機能もセットで考えることで、よりにぎわいと高機能といいますか、生活の質の向上といいますか、そういったものが連携することで図られるのではないかなというふうに思いました。

一方、コフフンにつきましても今少し触れましたが、子どものそういったキッズスペースなりがありましたし、あと、もう一つ注目したのは、近くに本通りという商店街があり

ました。そこの商店街との連携といいますか、そういった部分を一定集客の機能を果たしているんだなというふうに思いましたので、仮に野洲駅前でパークモールをつくるときには、やはりその周辺との建物、公共施設、機能、こういったものとの連携が重要だなということを改めて感じましたので、やはりここは駅前一体的に検討して、有機的、そして相乗効果を図れるような駅前にすることが有効であると、この２施設を見学してそのように感じた次第です。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。私の選挙マニフェストは櫻本市長ご存じだと思うんですけど、タワーレジデンスと商業施設整備、これ４年前に訴えてきまして、今の市長の選挙マニフェストとは対照的なんですけど、ただ、私の２０２５年のテーマは子育てなんですよ、赤ちゃん含めて児童の子育てでありますので、今特にこのコフフン公園ですか、これ、平米数も野洲の事例とよく似ていますし、今の市長の子育てに付随した公園整備というのは話に聞くところが私大きいなと思っておりまして、私も議会が終わりましたら実際に現地に出向いて調査したいなとは思っております。

市長には、さらに今２つの公園挙げられましたけども、もし他にも今後見る事例がありましたら見ていただいて、こういったものがあるんだよというのを特別委員会なりでまた報告を積極的に上げていただきたいと思うんですが、市長、その辺の意気込みというか、そのあたりはどうでしょうか。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　先ほど申し上げましたとおり、検討に当たっては主に執行部のほうでさせてはいただきますが、議員のほうにも、議会のほうにご意見いただきたいと言っておりますので、意見をいただくに当たって必要な情報というものは提供させていただいた上で、いろんなご意見いただければと思っておりますので、ちょっと今私が今後行く予定はまだ未定ではありますけども、もしここぞというところがあれば情報提供させていただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。私も何か参考になるようなことがあったら提案してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、３番目行きます。

同様に、前定例会で野洲駅南口Ａブロック５，４００平米の市有地に芝生公園をつくる

計画において、芝生に関して天然芝、あるいは人工芝にするのかお伺いした際、市長のほうから費用でありますとか、また維持管理に係る費用、手法等もありますので、その辺は詳細今後詰めていきたいとお伺いしました。その後イメージの進捗がありましたでしょうか。市長の選挙公約の骨子であり、お伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、３点目のパークモールのイメージについてということのご質問についてお答えさせていただきたいと思います。

当時は、本当に詳細な芝の質でありますとか維持管理の手法については検討の順番として私にとってはもう少し後でしたので、このような少しちょっと分かりにくい答弁になりましたが、お答えをさせていただいたというふうに記憶しております。

そして、現状でのお答えになりますが、令和７年度に様々なご意見、ご提案をいただきながら、野洲駅南口周辺整備構想の見直しを行いまして、ＡブロックからＥブロックまでの一体的な整備の方向性について定めていきたいと考えているところでございます。その上でパークモールの整備に係ります手法、費用、こういったものも最適なものとなるように詰めていきたいと考えているところです。これらを通じまして、具体の整備イメージを固めていきたいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。

市長、ＡからＥの一体化についてなんですけど、実は栢木前市長のときに私もそのＡからＥの一体化で大規模開発、ここは公園と要は商業開発なんで市長とはちょっと意見は違いますけど、ＡからＥの一体化で、時間をかけてもう少し将来を、駅前の一等地ですし、もう今回しか、安易に決めてしまうと取り返しのつかないことになるから、ＡからＥで一体化で考えるべきだというふうに提案したことがあったんです。ただ、そのときは時間的なことで、もう一日も早くしなければいけないということでＡからＣで先にして、一時的にして、２次的にＤとＥと、そういう展開だったと思うんですが、市長、そのことは多分ご存じかどうか、市長、そのときたしか市役所にいらっしゃいましたよね。多分いらっしゃったと思うんですよ。そのときに聞いていらっしゃったかどうか分からないんですけど、ＡからＥの一体化というのは私の主張した考えと一体化自体は近いものなんですかね。もしそのときのことをご存じなかったら流していただいていいですけど。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　議員の中にも一体的に考えたほうがいいんじゃないかというようなご意見があったことは承知しておりますが、各個々の議員の方がどういう形の一体化のイメージであったりとか検討の手法をお考えになっているかというところまでは、ちょっと私は承知しておりませんので、稲垣議員のおっしゃっている一体化の考えと私の一体化の考えが同じなのか違うのかというところまでははっきりと分かりませんが、ただ施設を個別に、駅前を個別に考えるのではなくて、全体的な一体性を持ってそれぞれ波及効果をもたらしながら駅前を考えていこうと、あり方を考えていこうということについては共通しているんではないかなというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　市長と共通しているところがあってうれしいです。

　では、４番目行きます。

　同様に、前定例会で維持管理の方法についてお伺いした際、市長からは天然芝にしてもいろいろ張り替え等が出てくると。駅前の公園を市民ができるだけ近い公園にしたいなというふうに思うので、維持管理の中で市民がお手伝いをしていただけるようなことがあれば加わっていただきたい。当然清掃活動業務としては出てくると思っている。特定はできないが、市民に参画いただいて、みんなで駅前のパークモールを守ると考えていると答弁がありました。その後イメージの進捗が何かございましたらお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　４点目のパークモールのこれも維持管理の方法についてのご質問でございますけども、繰り返しになってしまいますが、先ほど答弁と同様で、令和７年度に様々なご意見、ご提案をいただきながら、野洲駅南口周辺整備構想の見直しを行いまして、ＡからＥまでの一体的な整備の方向性を考えているということでございます。そして、その上でパークモールの維持管理の手法についても、市民参画を含めて進めていきたいというふうに考えてございます。これらを通じまして、具体の維持管理の手法のイメージも固めていきたいと、このように考えてございます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。

　市長、これで１つ目の質問を終わりたいと思うんですが、市長の言を借りれば、これから執行部として提案していくということなので、厳しめの言葉であえて言うと、お手並み拝見させていただきたいと思っていますので、期待しております。

では、２つ目の設題に行きます。２つ目は病児保育の案件になりますが、病児保育室とう太についてお伺いさせていただきます。

１つ目です。滋賀県内の病児保育の現状と課題について詳細にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、皆さん、改めましておはようございます。

それでは、稲垣議員の病児保育室とう太についての１点目の滋賀県内の病児保育の現状と課題についてお答えをさせていただきます。

まず、県内の病児保育の現状でございますが、滋賀県が作成した資料によりますと、県内で地域子ども・子育て支援事業を活用し、病児保育事業を実施されている施設は２１か所でございます。定員は合計１０２名となってございます。

県内の病児保育の課題でございますが、県内の各市町から利用ニーズの増加や、あるいは実施施設がない、また実施施設が不足しているなどの意見を受け、先般、第３４回滋賀県首長会議におきまして、滋賀県主導による病児・病後児保育の広域連携の推進について協議がされたところでございます。

また、本議題につきましては首長会議後に開催されました県市町子ども政策推進会議においても協議をしておりまして、来年度も引き続き継続協議することとなっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。政策監、野洲市の誇りである病児保育室とう太さんなんですけど、開院以来滋賀県の中で利用者数ナンバーワンをずっと更新しているんですよ。この要因についてはどのように政策監考えられますか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

もちろん病児保育室とう太を運営していただいております事業者さんの努力が最も大きいのかなというふうに思っているところでございます。そのことにつきましては非常に高く評価をさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　後ほどちょっとつながってくるので聞くんですけど、政策監、ということは野洲市内の需要、病児保育の需要と相対的に比較しても運営者の企業の力量によるところが大きいということで理解してよろしいですか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再々質問についてお答えをさせていただきます。

もちろん、今申し上げたとおり力量というところもあろうかなというふうに思いますけれども、そもそも根底には病児・病後児で安心して預けたいというような保護者さんのニーズももちろんあるわけでございまして、それに対応できる質の高いサービスを提供していただいているというところが大きな要因かなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　これ、市内利用者だけではなくて、守山のほうからも大勢の方が利用しているんですよ。ということであれば、やはりとう太さんがすごい頑張っていただいているということで私は思うんですが、その点は今の答弁で共通だと思うので、よろしいでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再々々質問についてお答えをさせていただきます。

本市の病児保育室とう太の利用につきましては、現在市内在住の方、あるいは在勤の方を対象として受け入れのほうをさせていただいているところでございます。今ほど稲垣議員のほうから守山の方ということをおっしゃいましたので、恐らく市内在勤の方ではないかなというふうに思います。ですので、住まいは守山でいらっしゃいますけれども、先ほど申し上げた質の高いサービスの提供というところが守山に住まれていらっしゃる方であっても届いているのではないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　では次行きます。

本市における病児保育の考察、今後の展望、地域との顔の見える関係づくりについて詳

細にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の２点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、本市における病児保育の考察でございますが、本市の病児保育利用者数について、コロナ禍において激減しておりましたけれども、令和５年度以降コロナ禍後の児童の免疫機能の低下などで病児保育室の利用数は増加傾向にあるところでございます。

しかしながら、利用者が一定増加した後の今後の推移は不透明であることに加えまして、少子化による利用者減も懸念をしているところでございます。

また、病児保育事業については国交付金、県補助金を活用しておるところでございますが、その金額については利用者数に比例して増減する形となっております。このことから、季節における利用者の偏在や、あるいはキャンセルなどにより利用者の増減が直接運営に影響を与えることとなり、運営財源である国交付金、県補助金と経費とのアンマッチ、いわゆる不一致が大きな課題となっているところでございます。

次に、今後の展望についてでございますが、病児保育事業は少子化が進展する中、安心して子育てをしていく上で必要不可欠な事業であると捉えているところでございます。

そのことから、安定した運営を図るため、広域連携について病児保育室とう太さん及びその他市町等と協議を行いながら検討を進めていきたいと考えているところでございます。

最後に、顔の見える関係づくりについてでございますが、先日病児保育室とう太さん主催により、アル・プラザ野洲において病児保育室に関するイベントを開催され、多くの方に来場いただいたと聞いているところでございます。このイベントは、地域の方々に病児保育室を広く知っていただくきっかけとなったものと捉えさせていただいているところでございます。また、市内の保育所等訪問による巡回支援により、園職員や、あるいは園児との顔の見える関係づくりも行っていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。政策監、私先ほど申し上げたんですけど、２０２５年の私のテーマは子育て、赤ちゃん含めた子育てなんですけど、先ほどイベントの話が政策監のほうから出てきましたけど、とう太祭りのことでございます。今後イベントとかも積極的に開催されると思うので、こども課さんのほうからも何かお時間が

ある方とかがいたら、ぜひ顔を出していただけたら、とう太さんのほうも励みになると思うので、その点どうですか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

時間が許す限り現場の状況、あるいは保護者さんのご意見を聞くいい機会だというふうに捉えをさせていただいておりますので、時間の許す限り参加のほうはさせていただきたいというふうに思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。市長の説明を補足するようなことになるかもしれませんけど、再質問１点だけお願いいたします。

この病児保育室とう太は、２０１７年の６月に野洲病院の小児科部長であった上田先生、スーパー院長が病児保育をされたくて開業されました。この野洲市内在住の３人に１人が病児保育の利用経験があるという全国見てもまれなレベルまで病児保育の周知度を高められたんです。そういったことを踏まえて、病児保育室とう太に対するこども課さんの見解をもし何かあればお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

先ほどの答弁と重複するところがあろうかなというふうに思いますが、実は先ほど稲垣議員が申されました２０１７年に設置をしていただいたというところでございますけれども、それまで病児保育室を何とか設置をしたいということでいろいろと動きをさせていただいていたところでございますが、なかなか事業のほうをしていただく事業者さんのほうが見つからなかったというのが現状でございます。そうした中、上田先生のほうが当該病児保育室を立ち上げていただいて、市としましては非常にありがたく、あるいは市民にとっても非常に有益であるというふうな認識をしております。ですので、そういった意味からしましても、当該病児保育室を運営していただいている事業者さんについては、非常に感謝を申し上げているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。こども課さんの温かい思いが分かりました。

次、３番目行きます。

本市における病児保育の実績報告、具体的には新規利用者数の推移、利用リクエスト、ニーズ等総合的にですが、詳細にお伺いできればと思います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の３点目のご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、利用者数についてでございますが、先ほど説明させていただいたとおり、コロナ禍において激減したものの、令和５年度以降コロナ禍後の児童の免疫機能の低下などで病児保育室の利用数は増えている現状でございます。

具体的に申し上げますと、令和元年度の利用者数が延べ１，０５４名、令和２年度が６９１名、令和３年度が９９５名、令和４年度が９６３名と推移しておりましたが、令和５年度は１，２６２名、今年度につきましては４月から１月までの１０か月間で１，２６６名の利用があり、急増しているというような状況でございます。

次に、新規実利用者数の推移でございますが、それと併せて利用リクエスト数についてでございますが、病児保育室とう太さんで分析をいただいておるところでございますが、まず新規実利用者数につきましては、開設翌年度でございます平成３０年度では１４２名、その後年間１１０名前後で推移をしているところでございます。

またリクエスト数、いわゆる申込者数でございますけれども、これにつきましては、令和５年度におきましては１，９６２名と聞いているところでございます。

最後に、病児保育のニーズにつきましては、少子化の中ではございますが、保育所、こども園や、あるいは学童保育所の利用者数の増加状況から考察をいたしますと、病児保育のニーズも非常に高い状況と考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。

再質問をいくつかちょっと行わせていただきたいと思いますが、これ政策監、病児保育と病後児保育、それぞれあろうかと思うんですけど、各それぞれの利用ニーズというのは

何かそれぞれに上がってきたりしているものはありますでしょうか。もしあればお伺いしたいんですが、もし分けて考えてないということであればもういいんですが、２つとも違うものではありますので、お母さん目線、お父さん目線で何かあればお伺いします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

病児保育事業につきましては国で制度設計をされたものに従いまして、本市のほうも事業をさせていただいているところでございます。その国の制度設計におきましては、病児、いわゆる病気にかかられたすぐさまというようなニュアンスで捉えていただいたらいいかなというふうに思いますが、それと一定回復に至っているとき、この２つのカテゴリーでそれぞれ国の制度の中では決められているという形でございます。先ほど申し上げた国の交付金であったり県の補助金についても、それぞれのカテゴリーで分けて計算をしていくということになります。ですので、人数のことを再質問していただいているのかなというふうに思いますが、それぞれでカウントをしていき、それに伴っての補助金、あるいは交付金の交付というような形でございますので、今病児保育室とう太につきましては、病児とそして病後児、双方を受けていただいているというような状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　分かりました。

では、次の再質問をさせていただきたいと思います。

この令和５年度の利用希望者数と、お断りも相当数発生してはいるんですがお断り数、お断り率についてこども課さんの見解をお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。令和５年度の利用希望者数とお断り数、そしてお断りの率ということでのご質問かと思っております。

まず、利用希望者数につきましては、さきの答弁のとおり、令和５年度では１，９６２名の方が利用の希望をしていただいていたという状況でございます。また、お断り数でございますけれども３７８名で、その率でございますが、お断り数を総リクエスト、いわゆる利用希望者数で割り算をした率でございますが、これは１９．３％でございます。施設

としてはもちろん定員がございます。加えて季節性のインフルエンザ等、非常に利用者が偏在するというところでございます。そういった中からすると、どうしても定員を超えての希望をされておられるということはあるわけでございますので、そういったところについてのお断りということでございます。その率が１９．３％というようなところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。

今お断りの理由についてちょっと簡易に説明をいただいたんですが、病気等、感染症等で説明いただいたんですが、それ以外にも、これ２割、２０％ということは割と高い数値なのかなと思ってはいるんですが、これ、例えばどういう表現が適切か分かりませんが、手のかかる乳児さん、特性の強い乳児さん等で受け入れができなかったというような実例はございますでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

事業者からは、おおむね満室による、いわゆる定員超というような形での理由というふうに聞いているところでございます。お客様を選んでいるということはございません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　私、フィールドワークのほうも基本的にはさせてもらって、基本的に一般質問を私行うときは、ある程度がっちり固めてから基本的に答弁協議、事前の答弁協議に入っていくんですけど、病院さん側からは正確に伝えるためにそのままお伝えしますと、すみません、今の質問、次行きます。すみません。失礼しました。いいです。

では、次の再質問をさせていただきます。

この約２０％のお断りされる利用者数をやはり減少させていくということが超視点からいうと必要なのではないかと私は思ってはいるんですが、先ほど政策監の答弁の中では国の制度の中という枠組みの中の話に終始したと思うんですが、今後市としてどのような対策を、多分講じられているとは思うんです。２割のお断り率があるので。どのような対策、検討をされているかお伺いできればと思います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

病児保育事業の性質上、感染症の流行や、先ほど申し上げた季節によってニーズに偏在が生じることから、根本的にお断り件数をなくすということは非常に難しいところかなというふうに考えているところでございます。

そうした中、利用者目線で捉えていきますと、その効果は未知数ではございますけれども、１答目でお答えをさせていただいた中ではありますけれども、限りある社会資源を有効的に活用すべく、病児保育の広域連携について協議のほうを進めさせていただいているところでございます。いわゆる県内の施設を有効的に利用することによって、偏在性を少しでも緩和をしていくというようなところで県さんとも協議のほうを今後も進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　広域化の展望については先生とも話はしたんですけど、来年とか再来年とか、そんなすぐに実現することではないとは思うんですが、割と短期的な目線で実現するというような見解をこども課さんはお持ちなんでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

１答目で答弁を申し上げたとおり、今年に入ってからでございますけれども、県内の市町の担当部長を招集されまして会議のほうをさせていただいたところでございます。内容については、県内の病児保育の連携についてでございます。その中で、県さんのほうが主導的に会議のほうを運営していただいているところでございますけれども、その会議の中では、令和７年度に向けて協議のほうを詰めていくというような形でございます。ただ、けつをどこに持ってくるのかというのは明言はございませんでしたので、今の時間的、時期的な期間というのはちょっと申し上げることはできませんけれども、我々としては前向きに、積極的に協議のほうを進めていただきたい、我々としてはそれに対して対応してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　分かりました。見守らせていただきたいと思いますので、こども課さんのほうには広域化のほうも実現するように、積極的に行動してもらいたいと思います。

　では、次の質問に移ります。４番目ですが、病児保育事業実施要綱には、本事業を担当する職員は利用の少ない日等において感染症流行状況、予防策等の情報提供や巡回支援等を適時実施することと記載されていますが、巡回支援の具体的な活動については定められていません。巡回指導に対する本市の考え方について詳細にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、４点目の巡回支援に対する本市の考え方についてお答えをさせていただきます。

　現在、病児保育室とう太さんにおきまして、病児保育事業の一環として市内保育施設に訪問していただいているところでございます。その内容等につきましては、感染症等の予防対策やそれに関連する生活習慣の習得など、幅広い範囲でかつ自由度の高い支援を想定させていただいているところでございます。

　具体の巡回支援では、園児に対して手の洗い方、あるいははなのかみ方、排便習慣の指導をいただいたり、各園に勤務する職員に対して子どもの病気に関する研修会を行うなど、顔の見える関係づくり及び子どもの健康を支える取り組みを実施していただいているところでございます。

　本市としましても、児童及び園の職員に対して病児保育室とう太さんの職員から専門的な知見で指導いただく効果を期待しているところでございます。また、病児保育室とう太さんの保育士さんが園に訪問していただくことによりまして、実際病児保育室を利用する際の子どもたちへの不安軽減にも大きな効果があると考えているところでございます。

　以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　政策監ありがとうございます。政策監、これ私のちょっと知る限りなんですけど、この病児保育室職員による巡回支援事業というのは、私の知る限り全国でこの野洲が初めてだというふうに私はちょっとすみません、間違っていたら申し訳ないけど、認識はしているんですけど、この巡回指導後、例えば病児保育室とう太さんや保護者さん等の反応とか、もし聞いていらっしゃったらお伺いしたいんですけど。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。再質問については、各施設やあるいは保護者さんの反応についての再質問かなというふうに思っておりますので、それについてお答えをさせていただきます。

保育施設の先生からは、具体に申し上げますと、生活習慣の指導方法を学ぶことで日頃の保育に役立ったなどの声を、また保護者さんからは手洗いやマスクのつけ方などを家庭で実践をしているなどの声を頂戴しているところでございます。

いずれにいたしましても、保育施設で医療的知識を得ることは日常の保育において非常に有益であるというふうに認識をしているところでございますし、それぞれの関係者、保護者さんについても有意義に捉えていただいているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。保護者さんのほうからは、看護師さん、保育士さん、スタッフさん、いつも優しく笑顔で迎えてくださるとか、優しくて私も安心して過ごして感謝の気持ちでいっぱいですというような声がたくさん寄せられているんです。繰り返しになりますけど、今後もこども課さんとして連携していただければと思います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問といいますか、激励の言葉につきまして、ご回答をさせていただきます。

子育てについては、やはり社会資源がそれぞれ連携をしてチームで子育てをやっていくというのが一番かなというふうに考えているところでございます。したがいまして、保育施設、そして病児保育室とう太さんとは連携を密にさせていただきながら大切に育てて支援をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　では、次行きます。５番目ですが、病児保育室とう太さんから市に対するリクエストについてどのような声が寄せられているか、詳細にお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の５点目の病児保育室とう太さんから市に対するリクエストについて回答をさせていただきます。

病児保育室とう太さんと担当課のこども課におきましては、年数回協議、情報共有の場を設けさせていただいているところでございます。病児保育室とう太さんからの具体的な相談内容等については控えさせていただきますが、２答目でお答えをいたしましたとおり、季節における利用者の偏在やキャンセルなどにより、利用者の増減が直接運営費に影響を与えることとなりまして、財源である国交付金、県補助金と運営経費とのアンマッチ、先ほど申し上げました不一致などの課題等について協議を重ねさせていただいているところでございます。

今後も協議あるいは情報共有の場を多く持ちまして、安定した病児保育事業を実施していただくため、本市としましても検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。

この通告で出していましたリクエストなんですけど、恐らくこども課さんのほうにも過年度実績報告が上がっていると思うので、リクエストとしてお聞きになっていらっしゃると思うんですけど、こちらの病児保育室とう太さんについてなんですが、これ、本当に高品質な行為をされていまして、配置基準を超えて、実際野洲市からの補助金を超える支出を行って病児保育を運営されているんですが、そのことについて、こども課さんとして見解か何かあればお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まずもって、質の高い病児保育の運営をしていただいていることにまずは感謝を申し上げ、そして非常にありがたいというふうに考えているところでございます。

ただ、先ほども申し上げたとおり、この病児保育事業につきましては国の制度設計のもと、本市で事業展開をさせていただいているところでございます。

この国の制度設計の中では、もちろん国からの交付金、県補助金、そして市の負担、そ

れぞれの応分の負担に基づいて事業のほうを展開しているというところでございます。これは日本国民、県民、そして市民であると。子どもを真ん中にして育てていくというところの財源そのものかなというふうに思っております。ですので、そういったところからしますと、やはり国が主体的にそういった現場の声をしっかりと酌んでいただきながら、制度の見直しをかけていただくなりしていただくのが筋ではないかなというふうに考えているところでございます。

したがいまして、先ほどから申し上げています病児保育室とう太さんとは年何回も協議をさせていただいているところではございますけれども、国あるいは県に対しまして、こういった現場の声を機会ごとに届けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。国の制度の問題ということは私もおおむねそうは思ってはいるんですが、やはり例えばこれ、今後の展望をするに当たって、他市では国の定めた基準額に加えて市独自で補助金の要綱を定めている事例もあるんです。事業者さん、野洲市、そして野洲市民、三方よしとなる視点で、これ一応先進事例の情報収集だけでもこども課としてあたってはどうかと思うんですが、そのあたり、どうでしょうか。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

もちろん、先進地の事例については情報収集をさせていただきながら、どういった形での対応をされていらっしゃるのか、あるいはこういった違う側面からの支援がある等、その辺は情報収集をした中で検討してまいりたいというふうに思いますし、積極的にそういった情報のほうについては集めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございました。

では、最後の６番目に行きたいと思います。

これはとう太さんの助産師さんとお話しする中でお伺いするんですが、本市の新生児訪

問、産後ケアの現状について、井出部長に詳細にお伺いできればと思います。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　それでは、稲垣議員の６点目のご質問にお答えいたします。

まず、新生児訪問の現状でございますけれども、出生届を受理した後、４か月児健診までの期間に、赤ちゃん訪問として助産師等が対象者全てのご家庭を訪問し、母親の育児不安の軽減を図るとともに、お子さんの発育、発達状況及び育児環境の把握に努めているところでございます。令和５年度の訪問件数は３２０件、訪問率は９５．２％でございました。

訪問できない理由の多くが里帰りをされる等の理由によるものでございますけれども、この場合であっても、里帰り先の自治体から情報提供を受ける等により、母子の状況は全て把握できており、野洲市に戻られてからの生活のために必要な情報提供などを行っているところでございます。

次に、産後ケアの現状でございますけれども、本市では強い育児不安や、産後に心身の不調を抱える母親及びそのお子さんを対象に、１０施設の医療機関と委託契約を結び、母子のケア、授乳指導、育児アドバイス等のサービスを提供しているところでございます。宿泊と通所サービスを合わせて７日間まで利用料金を助成しておりまして、令和５年度は宿泊サービスで１１名、通所サービスで７名の方にご利用いただいたところでございます。利用者からは、一時的にでも育児や家事から解放されたことに感謝の声が寄せられており、産後鬱予防や虐待予防としても大いに効果があると考えております。

少子高齢社会を迎え、いずれの事業も子どもたちを健やかに育てるための基礎となる事業と考えておりまして、引き続き母子ともに伴走型支援を行うことで、こどもまんなか社会の実現に向けた取り組みを実施してまいりたいと、このように考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。井出部長、９２％でしたか、９５．２ですか。すみません。私ここ勉強不足なんですけど、この滋賀県内ではこの数値というのは、おおむね標準的な数値なんでしょうか。もし分かれば。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　正確な数値は今把握しておりませんけれども、おおむねこの赤ちゃん訪問というのはどの自治体でもやっている事業というふうに認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　ありがとうございます。助産師さんはお優しい方ですか。保護者さんの反応を含めて何かあればお願いします。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　助産師が優しいかどうかは人によるところがあるかと思いますけれども、ただ、助産師、職員一同共通している思いというものがございまして、特に助産師さん、母親からやはり様々な不安ということで相談を受けるわけでございますけれども、やはりそのお子さんの不安、お子さんの発達時期によって内容が変わるんですけれども、例えば乳児期でしたらミルクや母乳の与え方とか離乳食の進め方とか、そういったご相談が多いですし、あるいは幼児期であれば言葉とか、そういった精神発達面でありますとか兄弟関係とか、そういった社会面の相談が多く寄せられるわけでございますけれども、こういった育児不安への対応というのはいわば虐待予防につながるという部分がありまして、そこはもう非常に重要と考えて普段より業務に当たっておりますので、そこはプライドを持ってといいますか、日常より業務に当たっているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　稲垣議員。

○１６番（稲垣誠亮議員）　丁寧な説明ありがとうございました。話がそれたように感じたかもしれないんですけど、高齢福祉課長と先日話したとき、皆さん優しい方って担当部長から聞いていたので、ちょっとお聞きしました。すみません、脱線でした。

では、再質問、最後１点行いたいと思います。

今虐待予防等の話も出てきまして、当然のことながら、家庭によってはこれ政策監のほうに聞いたほうがいいのかな、家庭によっては複雑な環境のご家庭もあると思うんです。そういったときに家児相さん、子育て支援課さんとの連携というのも生じてこようかと思うんですけど、たしか子育て支援課さんにも保育士さんがいらっしゃって、訪問が必要な家庭においては訪問されているというふうに把握はしております。その点、連携のことについて政策監、ちょっと簡易でもいいんですけど、ちょっとお答えいただけたらと思います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　稲垣議員の再質問についてお答えをさせていただきま

す。通告にはなかったので的確にお答えできるかどうか分かりませんが、今年度からこども家庭局という形で組織改編をさせていただいたところでございます。その組織改編の中で、局の中には母子保健、そして児童福祉、家児相でございますけれども、含んだ形での一定の枠組みの中で動きが取れるような形での組織改編をさせていただいたところでございます。

その連携というところでございますと、形だけになるかもわからないですけれども、より密に母子保健とそして今の児童虐待も含めて密に連携を取るような形にさせていただいたところでございます。

具体には、今赤ちゃん訪問等していただいた中で、児童福祉の分野におきましては、ご指摘のとおり保育士を１名在籍をしておりまして、養育支援訪問員というような形で在籍をしているところでございまして、養育に少し不安のある保護者さん等々の支援をさせていただいているというところでございまして、電話での相談であったり、あるいは訪問であったりというような形での相談をしているところでございます。また、それに付随した形でございますけれども、養育支援ヘルパーの派遣という形で、少し子育てに関する支援を具体的にヘルパーさんを派遣をさせていただきながら支援をしていくというような事業の展開もさせていただいているところでございます。

そういった形で連携を取りながら、子育て支援に対しまして事業のほうを展開させていただいているというところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　暫時休憩いたします。再開を午前１０時４０分といたします。

（午前１０時２０分　休憩）

（午前１０時４０分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告第２号、第１４番、鈴木市朗議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　第１４番、新誠会、鈴木市朗でございます。私が今回なぜこのような質問をするかと申しますと、既に皆さん方ご存じだと思いますが、湖南４市の中で、野洲市が占める市街化区域の面積が湖南４市の中でも半分以下という、今回新しく追加される区域も含めて１３．６％というようなパーセンテージになっております。そういうことを踏まえて、やはりまちが発展するためには、どうしても市街化区域を拡大してい

かなければまちは発展しないというようなことを私は常々感じております。そういう観点から、私は今回一般質問をさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

それでは、滋賀県産業用地及び都市計画区分の見直しについて質問いたします。

令和６年、県は優良企業誘致推進に向け企業との関係構築強化、産業用地の確保、設備投資に対する助成金や税制優遇、企業との協働による人材確保、市や町がインフラ整備、用地交渉を進める、そしてまた県が造成工事を担当する、この６点を趣旨とする滋賀県産業用地拡大政策を発表し、候補地の募集がされました。応募では５市が応募されましたが、高島市、大津市、東近江市の３市が的確、長浜市、米原市の２市は失格と聞いております。

そこで質問いたします。当市は応募していないようですが、その経緯をお尋ねします。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　おはようございます。

それでは、１点目のご質問にお答えをさせていただきます。

滋賀県による産業用地開発事業の概要を申し上げますと、令和６年３月１９日から令和６年７月１９日までの間、県内の産業立地を強化するため、各市町に対して１０ヘクタール以上の産業用地開発に係る候補地の募集をされたものとなります。

結果は議員ご指摘のとおり、高島市、大津市、東近江市の３か所が選定されておりますが、本市といたしましては事業への応募を見送りました。

応募を見送った経緯でございますが、大きく２点ございます。

１点目は、この事業における市町の主な役割は用地交渉、地元調整で、事業費に対して３分の１を負担するということになっており、人的及び財政的リスクが高いということでございます。

２点目は、行政主導による事業であることから、創業時期を見定めて立地を選定される企業ニーズと産業用地開発スケジュールの一致が難しいということでございます。

野洲市に対しましては、企業からの立地に関するお問合せが確かにありますので、民間企業のノウハウを活用するということを念頭に事業用地の整備を進めるべきと考えまして、滋賀県の主体となります産業用地開発事業の応募は見送ったというのが経緯でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　今回答いただきましたが、この中で用地が１０ヘクタールという部分を示されましたが、野洲市においてはこの１０ヘクタールの用地は確保できるん

じゃないですか。僕は確保できると思いますよ。これはまた後の部分で話しますが、例えばこの税制優遇、こうしたものとかね、造成工事とか、そうしたことが県が先導してやっていただけるという、これは最善の策じゃないんですかね。そうしたことを今申されまして申請してないということを聞いて、非常に私はがっかりいたしました。

それでは、次の質問に移ります。この件はまた途中でお話しするようにいたします。

当市の産業用地拡大施策について、６点お伺いします。

都市計画マスタープランに大規模工業地の隣接地における新産業の創造、新たな企業立地の促進として指定されている高専、京セラの間の市三宅字寺角他２２ヘクタールがあります。このプランに対する考えをお伺いいたします。この質問は前にも一度した経緯がございますので、しっかりお答えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、鈴木議員の２点目のご質問にお答えいたします。

現時点では、都市計画マスタープランにおける位置づけというような前回と同様のご回答となりますけども、市三宅字寺角他２２ヘクタールにつきましては、都市計画マスタープランのご質問にありました大規模工業地の隣接部における新産業の創造や新たな企業立地を促進するということで、将来的には産業系の土地利用を想定した地域と位置づけております。

当該地の土地利用転換につきましては地権者の総意があること、また実現可能な事業としてその熟度や確実性を見込める計画の提案があること、これを前提としまして区域区分の見直しスケジュールに合致するタイミングで、市街化区域編入の候補地として県に申出できればというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ただいまの部長の説明では、地権者の総意ということも申されましたが、例えばこの土地の地権者に市のほうとしてはこういう方向でやっていきたいという、地権者を集めてここは都市計画マスタープランでこういう地域になっていますよ、皆さん、これから町の発展のためにここを工業区域にもっていきたいというようなやっぱり説明会をされた経緯がありますか。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、再質問にお答えいたします。

現状としましては、この都市計画に沿ってこの地区が市街化の候補地になりますという趣旨の説明会は実施していないところです。ただ、現状としまして市内の宅地化であったり、地元の方の意向に沿った地区計画というところは何か所か上がってきておりますので、現状としましては地元の合意を得て、そこを例えば宅地開発しようとするような地区が今現状出てきておりますので、市としましては地元からの意向に沿って開発等の支援、技術的な支援であったり手続の説明というような形で個別に対応させていただいているというところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ただいまの説明の中では、この地域の地権者にそういうような説明はまだしてないというように受け取っていますが、それでいいんですね。私が考えるのに、様々な部分で野洲市をよくしていこうとするならば、やはり企業誘致をしていかなければ、これからもっていかないというように私は感じております。

例えば、こういうプランについて専門チームを立ち上げて、この地権者にこれからこういうようにしていきたいんやという説明をして、地権者に同意を得るチームをつくっていかなければいけないと思うんです。誰が担当しているや分からんようなことで、地権者も知識が得られないわけですね。そうした部分をどのようにお考えなんですか。専門チームを立ち上げられたらどうですか。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　この地域におけるいわゆる工業地域への編入、当然野洲市といたしましても都市計画マスタープランに掲げておりますように、この地域、工業立地を推進してまいりたいということで進めさせていただいておるところでございます。既に令和５年には企業へのデータ提供ができるようにということで、サポートデータにはなりますが調整池について調査をさせていただきまして、仮に市三宅においてこうした部分をする場合はこの程度の調整池が必要であるというのを調査して、データとしてお問合せのあった企業には提供できる体制とさせていただいております。

また、企業誘致に関しましては既に議員ご承知のように、令和５年度に企業戦略を担当する室を設けまして、企業立地に向けて取り組みを進めさせていただいておるところでございます。地元にご説明に入りたいというのは当方としてもやまやまではございますが、やはり地元に入る際には企業様の確実性の高い立地の計画というのがお話をいただけてか

らになるかなというふうに考えておりまして、それを地元にご説明する中で、こうした企業であれば、またこうした業種であればということで地元との協議が進んでまいるものというふうに考えておりますので、現在野洲市におきましては２地区で工業地を拡大しております。こうした大きな企業誘致を進めていくというアナウンスは届いておるというふうに思いますので、また産業界におきましても半導体企業が進出したということで、野洲は注目を受けているのではないかなと。そうした中で、野洲の強みというのを改めて企業に知ってもらうことによりまして、この企業様のお話というのが出てくるのではないかということを考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　この２２ヘクタールの中で、一部野洲川下流に面するところがありますね。今、野洲川下流が水路の改修を計画しておられます。その野洲川下流がその工事を着手したならば、この２２ヘクタールのうち何分の１かはその下流に関わってくるわけですよ。すると、下流が工事してから経過措置期間が１０年では済まないと思うんですよ。１５年、２０年とかかるわけですね。その間にやはり環境も変わってきます。下流の水路改修との兼ね合わせなんかはどのように考えておられるんですか、お尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　当該地の野洲川下流との関係でございます。現在、野洲川下流土地改良区におきましては用水管の更新工事をなさっておられます。既に設置から５０年経過したということで、今回主幹線というところで揚水機場、琵琶湖に面しておるところから１．数キロを入れ替えるという工事でございます。こちらの工事につきましては令和６年から着手いたしまして、令和１１年度めどということで伺っておりまして、令和１１年度完了後、完了公告が打たれたということになりますと、その後８年間が議員おっしゃっておられる８年未経に該当するのかなというふうに考えております。よって、この完了までの間に企業様のほうから、例えば進出に対して確実な計画をいただけるのであれば、地元に企業とともに入りましてお話を進めるということができるかなというふうに考えております。１１年の期限ということにはなりますが、その間にこうしたお話をいただけるよう努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ただいま部長が説明されたように、やはり下流が工事に入る前に企業を選んでいただいて、それからやはり核としたものを築き上げて、この地を京セラと高専の間の要するに高専の生徒の研修場所にもなるわけなんですよ。これからますますあの土地は脚光を浴びていくところなんです。間違いなく優良企業が来ると私は確信しております。そしてまた、半導体なんかは豊富な水が要りますので、野洲は野洲川がありますから水は豊富にあります。ですから、必ず優良企業が来ると思います。やはり専門チームでも組んで、そういうことに全力を傾注して野洲市の発展をお願いいたします。

次に、令和７年度に大津湖南都市計画区域の区分の見直しがされ、本市は新病院周辺の冨波甲５．８ヘクタール、冨波乙の産業系１４．６ヘクタール、大篠原の鷺坪６．９ヘクタールの３か所を候補地として原案を提出する予定である。これの対応の考え方をお尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、ご質問にお答えいたします。

３か所の候補地は、都市計画マスタープランで産業系拡大市街地圏域に位置づけておるところです。特徴としまして、冨波甲地区は市立病院の整備事業が公共事業として進行しておりまして、隣接する市街化区域との連続的な整合を図る地区になります。また、冨波乙地区及び大篠原鷺坪地区は主要道路と接しており、利便性が高く、既存工業地域から土地利用の連続性が保たれて工業地域の拡大につながるというような地区になります。

いずれの地区につきましても、事業者と地権者、また地元自治会との合意形成が進んだ地区になっておりまして、市では２月８日に区域区分の変更の市民説明会を開催しまして、制度の概要や手続に関して周知を図っております。また、２月１２日には野洲市都市計画審議会で県に申出する原案を諮問し、答申を受けたというのが現状です。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ご説明ありがとうございました。

今議会に提案されております道路橋梁費の中で、新規の委託料として産業系拡大市街地圏域に係る道路改良詳細設計業務委託で２，９００万円ほど見ておられますが、仮称砂川線実施設計業務委託ということでございますが、これはいわゆる小篠原田宮線へ、いわゆるＪＲ東海道線に沿った市道のことですね。今この業務委託費が出ておるのは。その件についてお尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　議員お尋ねの場所につきましては、市役所前の道をずっとＪＲ沿い伸びていきまして、冨波甲、冨波乙の辺りの市道でよろしいでしょうか。

こちらにつきましては、今回の拡大地域に含まれておるところでございまして、既に都市計画マスタープランにおきまして産業系拡大市街地圏域ということの位置づけがされたところでございます。そして、先ほど申し上げましたように企業へのサポートデータとして調整池の調査も令和５年度に実施をしております。そうした中で、そちらを企業様がご利用いただくに当たって、道路網としての確認を令和６年度にさせていただきまして、やはり昨今企業におきましては大型のトレーラー等を利用されるというのが増えてきておるということから、それに対応できる道路が必要ということで令和６年度に調査をさせていただきまして、その後、その課題を解決すべく道路改良を行うに当たりましての実施設計ということで、令和７年度に予算を計上させていただいておるというところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　当然このような企業が来られたら、あの市道ではとてもじゃないが対応できないということは私も十分承知をしております。

そこで、ちょっと問題はそれますが、私、以前も一度質問したことがありますが、今産業系の拡大が主な部分でして、今これから高専の教員、あるいは今度進出してくる企業さんの社員の住みか等々が今の野洲の市街地、例えば住居系ですね、そういうのが絶対数足りないということを私は思っております。

以前にも質問いたしましたが、このマスタープランの中ででも指定市街地隣接部における土地区画整理事業等を活用した良好な住環境の創出ということで、大字野洲菜島地区、これは友川から野洲川寄りの部分です。この地区は約１８ヘクタールです。私が歩いて野洲駅まで測っても、野洲駅まで徒歩の距離でどれだけで行けるかということを測ってみても、１５分前後ぐらいで行ける優良な住宅用地です。そういう優良な住宅用地があるにもかかわらず、今回この見直しの中に上げておられないということは、やはりこれからの野洲市の発展、あるいは人口増を目指そうとするならば、そういう施策をやっぱり一番に取っていかなければならんと思うんですよ。そういうことはどういうようにお考えなんですか。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、ご質問にお答えいたします。

本市としましても、先ほど鈴木議員がおっしゃられたところも含めまして、駅に近いところを都市機能として住居系の拡大というところもその１つの施策として盛り込んでいるところです。

現状としましては、地権者の方と、あと例えばその住宅であれば宅地の開発をされる方が話をされた上で、地区計画制度にのっとりまして候補地を決めていただいて市役所のほうに相談していただくというような流れを取っておりまして、そういう部分を含めまして、現在のところ候補箇所は相談もしっかり来ておりますので、今この状況をしっかり確保しながら、都市計画のマスタープランに沿った市街地の拡大というところが当面図れるかなというふうに思っているところです。

とはいえ、場所によりましては宅地化がまだ進んでいないようなところもございますし、先ほどの立地を考えた場合にさらに広げていくというような部分も当然あるかと思いますので、そこはしっかりと地域の方の話も聞きながら、場合によっては土地区画整理をどうかというような相談もありましたら、市としてはしっかり前向きに相談に乗りまして、今後の市街化の拡大というところに調整として入っていけたらなというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　今の菜島の１８ヘクタールの現状を見てみますと、県道２号線から野洲の集落へ入っていくその幹線ですね、それは全て６メートルでもう完全に整備されております。しかるに、その近辺の畑を見渡すと、耕作をしないで皆ビニールシートを敷いた状態が多々見られます。やはりそうしたことも考慮しながら、できるだけ行政のほうがやはりここはもうこういう地域にしたらどうですかというようなアドバイスをしながら、地権者に寄ってもらって、そういう案を示していく、そういう姿勢はどうですか。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　ご質問にお答えいたします。

ちょっと繰り返しになりますけれども、現状としましては宅地の開発の可能性のある部分の地区計画というのが順次出てきているような状況でして、そこにつきましても、先ほどの６メーターの道路の確保というような部分だとか、詳細な開発基準に基づきまして市としては指導もさせていただきながら、土地所有者であったり開発事業者の意向に沿った

相談に対応しているというような状況になります。

そういう部分もございますので、新たに市街化を進めませんかというような趣旨で地元のほうに入るというような予定は今のところございませんので、まずはしっかりと地元のほうから上がってきています需要に市として行政的な対応をしていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ぜひともまちの発展のために、ひとつ尽力していただきますことをお願いしておきます。

次に行きます。

２月１０日の新聞報道によれば、滋賀県中心に産・官・学で次世代半導体の次世代産業集積を図る琵琶湖半導体構想が動き始めたとの報道があります。２月１５日にはウエハー洗浄装置、世界シェア首位のＳＣＲＥＥＮホールディングスが当市冨波乙１３万平方メートルの用地を２０２６年に取得し新工場を整備するとの報道、さらに同報道には高専と地元企業などをつなぐ共生フォーラムの開催の報道もありました。これらの報道は将来の野洲の発展、ひいては当市にとって財政、雇用面に計り知れない効果をもたらすものと考えております。当市には、このような滋賀県における産・官・学の大きなうねりを受け止められる要件、要素が備わっていると確信しますが、見解をお尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　鈴木議員のご質問にお答えいたします。

端的に申し上げますと、私も議員と同様の見解を持たさせていただいております。議員ご指摘の琵琶湖半導体構想につきましては、草津市にございます立命館大学発のスタートアップ企業が中心となりまして、先端半導体材料の研究開発から製造までを推し進める官民連携のプロジェクトと認識をしています。

本市野洲市では、草津市と同じ滋賀県の南部地域にありまして、交通環境や人材確保等の観点から、企業の視点に立ちますと同じエリアになっているということでございます。また、市内には様々なものづくりの企業が立地されております。令和１０年４月開校予定の滋賀県高等専門学校との積極的な連携もそれぞれの企業が望んでおられます。滋賀県立高専共創フォーラムに市内外から多くの企業の方々が参画されておりまして、大きな期待のあらわれとなっています。

私は、まちづくりの３つの方針のうちの１つとして、市民、民間の力を最大限に生かすまちにするを掲げておりまして、産・官・学の連携が一層高まる本市のポテンシャルを十分に生かして、社会の動向に敏感に反応し、波に乗った施策を展開したいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ありがとうございました。琵琶湖半導体構想、これは立命館大学、草津市を中心に取り組んでいくということで、これはやっぱり草津市も湖南４市の中の１つの市ですから、やはり野洲市にも恩恵が来るように市としても極力頑張っていただきたいということ。やっぱり立命館大学とのどういうか、研究にも力を入れてもらうように、市としても努力をしてもらいたいというように私は思います。

次に入ります。

大きなテーマではありますが、このような情勢に対し、どのような将来構想が描けるかお尋ねいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、現在の情勢に対してどのような将来構想が描けるのかというご質問にお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、市民、民間の力を最大限に生かすまちにするために、産・官・学の連携を一層高め、本市野洲市のポテンシャルを十分に生かしたまちづくりを進めることが重要であると考えております。

そのため、都市計画マスタープランに掲げます活力ある都市と豊かな自然が調和したにぎわいと安らぎのあるまちを将来構想として、今回の区域区分編入によります産業系市街地の拡大や滋賀県立高等専門学校、野洲川ＭＩＺＢＥステーション整備によります産・官・学の連携をさらに進めるとともに、道路整備や公共交通機能の向上による拠点間のネットワークを強化し、都市機能の集約化、中心地域拠点周辺での住宅地の拡大、地域ニーズに応じた産業地拡大などを推進してまいりたいと考えております。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　ありがとうございました。今説明を聞きまして、ちょっと安心をいたしましたが、やはり市の発展のためには、今申されたことが最前提となるわけですから、やはりそういうことをきちっと実行に移していくという姿を見せてほしいと思います。

では、次に行きます。

このテーマ推進には、絶え間なくこれらの動きをウオッチ、あるいは積極的に機会を設けて、行政から強いアピールが必須であります。そのためには魅力的な土地の提供について明確な意思決定をしておかなければならず、他市に後れを取ることは許されない状況と考えます。どのように思料するか、お尋ねをいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　ご質問にお答えさせていただきます。

この野洲市としましては、市民や民間の方々がまちづくりに積極的に参画していただくことがまちづくりの活性化につながるというふうに考えているところでございます。事業者、そして企業のご意見をしっかりとお聞きし、市内で経済活動しやすい環境を整え、産・官・学の連携によりまして企業のさらなる投資や進出を促し、他市に後れを取らないように、産業系市街地の拡大に努めていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　私は冒頭に申し上げましたように、湖南４市の中で、野洲市が一番後れを取っているということは、もう私も実感で分かっております。昭和４０年代に日本ＩＢＭが湖南開発事業団によって誘致されたときは、他の市では野洲はいいな、世界の日本ＩＢＭが来たないうて羨ましがっておられました。それが今逆転しておるわけなんですね。ですから、今、市長が申されましたように、他の３市に後れを取らないように、今後はやはりまちの活性化を望む、まちの活性化というのは、市民の幸福度が上がっていくということです。ですから、それをきちっと理解した上でこの事業を進めていただくようお願い申し上げます。

最後になりますが、このテーマは当市の将来を占うとも言え、推進に当たっては施策に見合った都市計画マスタープランの見直しが必須とも言えます。考えをお伺いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　６点目、都市計画マスタープランの見直しについてのご質問についてお答えをさせていただきます。

都市計画マスタープランにつきましては、長期にわたる方針であるため、成果の発現には一定の期間を要するものと考えております。このことからも、本市を取り巻く社会情勢や人口、産業の動向、市民意向の変化、法制度の改正などを踏まえ、必要に応じた見直しを図っていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　鈴木議員。

○１４番（鈴木市朗議員）　今までの回答、私も期待を持って見守っていきたいと思いますので、どうぞ関係者の皆さんは頑張って、よりよい野洲市を築き上げていただくことをお願い申し上げまして、この質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　暫時休憩いたします。再開を午後１時といたします。

（午前１１時２１分　休憩）

（午後　１時００分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、通告第３号、第１１番、奥山文市郎議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　第１１番、創政会、奥山文市郎でございます。今回３問一般質問させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第１問目です。スマートな地区計画制度の運用につきましてお尋ねしたいと思います。

去る２月８日に都市計画区域変更に係る市民説明会が開催されました。その内容は、市内の大規模用地について工業系２か所、商業系１か所の計３か所が今回市街化区域に編入される計画であり、今後企業誘致等を図っていくとのことでありました。県下の湖南地区におきましては、市街化率が特に低い本市にとっては、これからの大規模開発による都市活性化や税収増が大いに期待できるものであると考えます。

さて、過去にも質問させていただきましたが、市街化調整区域における地区計画制度について、本市を取り巻く周辺環境もさま変わりしてきましたので、再度質問したいと思います。

この制度の目的は、主に農業地域である調整区域において良好な環境維持と形成を図り、農林業との調和の取れた土地利用を図ることとうたわれています。

まず、環境変化の一因として考えるのは、地域農業を推進する上で農業者の高齢化や後継者不足等で、近年離農される方が急に増えてきたことがあります。加えまして白地、いわゆる農用地区域外農地ですけれども、この白地などの耕作デメリットが多い農地では耕作放棄田の予備軍となりかけている場所が散見されます。

もう一つの要因といたしまして、今までの住宅地や商業施設等の市街化形成が駅周辺となってきたものが、コロナ禍を経まして車中心の移動が主となり、幹線道路周辺へとシフ

トしてきた傾向があります。これは草津市から守山市にかけての大津湖南幹線沿線での最近の開発ラッシュを見ても明白なことであります。その大津湖南幹線も今月末には本市へ暫定開通されると聞いておりますが、これを機会に市街化調整区域における住宅開発等のバックボーンとなる地区計画制度につきまして伺いたいと思います。

スライドお願いします。

これは、旧中主町における地区計画の状況でありまして、左側は西河原の中主小学校の隣なんですけども、既存で今分譲されています。右側は近いところですけども、イオンの近くの乙窪地区で今回都計審で認可された今後計画予定の地区計画の場所であります。

守山市以南では市街化区域が多くあることから、どちらかというと農地開発につきましては環境とかの市と調和型の発想でいいかと思いますが、５万人から人口増加が一向に見込めない本市、今朝の新聞では３月１日現在の有権者数が湖南４市の中では本市だけがマイナス、減っている、この数もかなりあったので、私もすごくショックを受けました。こういった本市にとっては開発促進的であり、かつ民間業者と農地所有者、そして市の３者がウィン・ウィンとなるような発想でのご答弁を期待したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず１番目の質問ですけども、本市における地区計画制度の特徴と、今後行政から地域への積極的な制度活用誘導方策はないか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、奥山議員からの地区計画制度のご質問についてお答えいたします。

本市の地区計画制度ですけども、既成市街地隣接部での新たな市街地整備が必要な場合、また既成市街地での計画的な宅地開発等、これらにより良好な住環境を形成している地区等を対象に導入しているところです。良好な環境の維持や形成、適正な土地利用の整序を図ることを目的としまして、地域の主体性のあるまちづくりの発意からの計画案の相談を受けまして、地区計画制度の活用を検討するということが特徴になっております。

行政から地域への誘導施策としましては、市街化調整区域における地区計画制度の運用基準を改正しておりまして、住宅系の地区計画区域の最小面積を０．５ヘクタールから０．３ヘクタールに緩和しまして、農地、集落地での居住の受け皿となる住宅供給が進むように対応しているところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。

２番目の質問ですけども、当該対象面積が先ほど部長がおっしゃいました０．３ヘクタールからとなっておりますけれども、その規模によりまして運用基準が変わることがあるのか伺いたいと思います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、運用基準に関わる規模のご質問にお答えいたします。

同制度の運用基準では、地区計画を類型として区分しています。０．３ヘクタールを最小面積としているのは２０ヘクタール未満の規模の住宅系の類型に限られるというところです。

沿道系の非住居系につきましては、今最小の面積については０．５ヘクタールというところで、これは類型によって変えているところです。

運用基準では、その規模以外にも住居、非住居、あと立地状況に応じた類型区分を設けまして、建築等の用途制限や容積率、建蔽率の最高限度などの運用基準を定めているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　今ご回答いただきましたけども、私が聞きたいところについては、この野洲市市街化調整区域における地区計画制度の運用基準とあるんですけども、いろんな既存集落型とかいろんな類型があるんですけども、これが例えば０．３と例えばそれが１ヘクタールとか、そういった場合、様々な条件があると思うんですけれども、道路接続とか調整池とか公園とか、そこら辺で一律なのか、それとも面積によって違うのかと、その点ちょっと、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、再質問にお答えいたします。

面積を区域面積ということで、例えば住居系の小規模なものでしたら最小面積０．３ヘクタールから２０ヘクタール未満というような定めがございますけども、こちらはどちらかといいますと、住宅系でいきますと類型のほう、既存集落型であったり住宅活用継続型であったり、あと市街化区域隣接型であったり、その地区計画をしようとする類型によっ

て面積が定められるということですので、逆にその面積ありきで類型が決まるものではないということです。例えば規模でいきますと大規模開発型というものでしたら、これは住居系であったとしても２０ヘクタール以上ということで定めがございますし、住宅以外系であっても大規模なものについては２０ヘクタール以上ということで、面積によって類型が決まるものではなくて、類型を決めてからそれに基づく面積の運用基準があるというそういうたてつけになっております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございました。面積じゃなくて各類型のカテゴリーで、個別で様々な条件が変わってくるという理解でいいですね。

次の質問に参ります。

３番目、沿道型の、先ほどの出てきました類型の沿道型の地区計画における対象区域は幹線道路沿線と規定されていますけれども、その幹線道路は具体的にどのような道路となっているのか教えてください。また、その幹線道路以外ではこの地区計画制度設計はできないかも含めてお答えください。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、３点目のご質問にお答えいたします。

沿道型の類型の幹線道路につきましては、都市計画マスタープランの中に記載されております幹線道路３５路線が対象になってきます。そのうち２車線以上が整備された道路、実際現場のほうで道路が整備されていると、３５路線のうちできている道路が対象になるというところです。

３５路線以外の道路につきましては、この沿道型、先ほどの類型というところの運用基準の類型の型にはまらないんですけども、それ以外の類型で運用できるかと。例えば住居系で運用できるかであったり、非住居系であったり、あと大規模型であったり、先ほどの類型という他の沿道型の非住居系以外の類型に当てはまるかどうかというような観点で確認することになります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　今の答弁では、市内のマスタープランに掲載されている３５路線で、その路線が２車線以上ということになるかと思います。

それで、その中で再質問させていただきたいんですけれども、道路接続でどうしても、幹線でもなかなか６メーターが取れない。だから、条件よく言われるのは、接続道路が２方向、その規模によるかと思うんですけれども、２方向の進入出口、加えて道路幅員が６メーターといった条件が必ず言われるんですけれども、それについては、例えば１ヘクタールの区画面積も一緒なのか、ちょっとカテゴリー分からないんですけれども、そういう同一条件にするのか、そこら辺についてのお考えはどうなんでしょうか。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、再質問にお答えいたします。

地区計画の出入口として２方向を設けないと駄目だというのは、これは開発行為の申請が出てきた場合のその地区の安全性の観点からしての条件になってきますので、先ほどの類型での条件というのではなくて、あくまで申請された地区計画の住まわれている方が非常時も含めまして２方向から出るように、安全の観点から指導させていただいています。これは開発行為の技術基準に当たります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　今の部長の答弁では、地区計画制度とは別の開発行為の中での行政指導という理解でいいですね。

次の質問に参ります。

４番目、実際の開発におきましては、道路、公園、調整池の整備によりまして住宅建築面積自体が少なくなっていくことは認識いたします。しかし、本市独自の弾力的な運用基準によりまして規制緩和を行い、移住者目線や民間業者の採算面も考慮した制度運用はできないか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、４点目のご質問にお答えいたします。

地区計画では、都市計画法に基づく開発技術基準と同等以上の適合基準を設けておりまして、これらの無秩序な開発の進行を抑制しつつ、必要なインフラ整備を整えたまちづくりを進めていくと、そういう観点で進めているところです。道路、公園、調整池のほうにも技術基準が適用されますけども、申請者の方のご意見を聞かせていただきまして、配置や用途の工夫によって基準に適合する方法がないかというふうな部分につきましては相談に応じてまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。都計法上すごく制約があると、加えて技術基準があるということの理解かと思います。

それで、次、市長に聞きたいんですけれども、市長は施政方針の中で地方の自由度の高い制度づくりへの政策転換を期待しているということが書かれておりました。野洲市独自の柔軟な地区計画制度運用を行い、農家よし、業者よし、行政よしのいわゆる三方よしの白地開発を推し進めるといった、現状は市街化区域ができないので、すぐできる白地開発という面での市長の思い、考えは何かありましたら教えてください。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　施政方針の中で、確かに規制緩和について申し述べましたが、この地区計画制度につきましては、もう少し今の運用の中でどういったことができるのかということに注視したいと思っておりまして、特段ここを大きく緩和をしてというところまでは現在のところは考えているところではございません。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　この地区計画制度の運用につきまして、今後市長の裁量でできる範囲については、また弾力的なこと、展開をお願いしたいと思います。

次の質問に参ります。

農業振興上、白地農地が個人や地域、あるいはＪＡで努力しても、やむなく耕作放棄田となって、周辺環境に悪影響を及ぼすようにならないための未然の行政指導や対応は何かないか教えてください。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　それでは、ただいまのご質問でございますが、議員ご指摘のとおり、農業者の高齢化や担い手の減少などにより、特に白地農地については保全管理が年々難しくなることを懸念しておるところでございます。

本市では、農地周辺の環境を保全するために、農業組合長及び農業委員が農地パトロールを行いまして、草等が繁茂している場合には農業委員会が現状を確認して、農地所有者に除草等の対応を行っていただくようお願いしておるところでございます。

なお、白地農地が耕作放棄田にならないために、農地の所有者や担い手、さらにその集落の方々と話合いをしていただき、また協力しながら地域の実情に応じた適正な管理をお

願いしたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　これにつきましては昨日代表質問でもありましたように、地域農業を取り巻く状況は大変な時期に来ておりまして、今空き家対策については行政が積極的に関わっていらっしゃいますけれども、これから地域農業、地域農村を考えると、耕作放棄田対策、いわゆるそういったもののマッチングも含めまして、大分先になるかと思いますけども、どうしても開発できなければ、農業振興上そういうマッチングとか、そういうことで適正な行政が入られて草の管理も含めてそういうシステムを考えておられることがありましたら教えてください。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　農地の管理に関しまして、地域で考えていただく機会として、今回地域計画というのをつくっていただいたところでございます。これは５年、６年という中でその地域において今後の農業をどうしていくかというような議題のもと、１０年後のその農地の耕作者を定めていくというような計画でございます。

そうした中で、今回地域計画には入れておられないところが白地になるかなというふうには考えますが、その組織なりスキームをご利用いただく中で、地域でどうその白地農地を活用していくのかというのを検討いただくというのがよいかなというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。無秩序でルールを外れたような乱開発は決してよくないと思いますけれども、市長がおっしゃいます持続発展可能なまちづくり、農業振興を考えると、やはり今発想転換をすべき時期に来ているかと思います。それも規制緩和でだんだんとその地方の声を国、県に聞いていただきたいと思います。特に、今人口が増えない本市にとっては、危機感を持って市長も県職員さんでいらっしゃいましたし、ネットワークがあると思いますし、こういう許認可とか計画制度の運用、拡大解釈も含めて、また陣頭指揮で野洲方式でもいいですから、そういう白地とか土地の有効利用につきまして尽力をしていただきたいと思います。それには、やはり民間活力の導入というか、やはり野洲に来たらある程度すごく弾力的な運用もされていて、開発しやすいよという機運醸成とか、やっぱりそういうことをすると、どんどん開発業者に来ていただいて、

官民の協力したまちづくり、それが人口増加につながっていくと私は考えます。

それでは、２番目の質問に参ります。

２問目、被災者支援の災害ボランティアセンターについてご質問させていただきます。

今年は、阪神・淡路大震災発生から３０年、また記憶に新しい能登半島地震から１年が経過しました。これからについても南海トラフ地震や琵琶湖西岸断層帯地震などの災害がいつ発生してもおかしくない状況にあります。また、水害についても本市は東に日野川、西に野洲川に囲まれ、その間には中小河川が流れていることから、台風やゲリラ豪雨時には洪水等の浸水リスクに直面するような危機的な状況になることはあります。こうした自然災害に対しまして、日頃からの準備と防災への意識づけが必要と言われていますが、残念ながら予測不能な自然の猛威に対しては限界があることも事実です。

現在、東北の岩手県の大船渡市では大規模森林火災が発生し、火災の猛威に多くの方が避難されておられますが、一日も早い鎮火を願うところであります。

そして、万が一大規模災害が発生した場合は、一般的に自助、共助、公助が大切であると言われています。その中でも共助についてでありますが、まずは住んでいる地域での助け合いが第一にあると思います。しかし、地域全体にまたがるような大規模災害では、地域での共助は難しく、市外及び県外の方や団体からの支援を求めることも当然ながら必要となってきます。

スライドお願いします。

私も、過去に大規模地震や水害被害現場に災害ボランティアとして何度か出向いた経験があります。その共助の大切さ、特に被災された方々への生活支援や復興支援という面では非常に重要であることを痛感いたしました。行政が行う公助だけでは到底行き届かない領域でもあります。

このスライドは、昨年２回ほど行ったんですけども、災害活動を私事で恐縮ですけども、ちょっと紹介させていただきます。これは災害ボランティアセンターで全国からいらっしゃった方、そしてスタッフも全国から来られておりました。こういった被災家屋があって、そこからボランティアが行って、こうしたお家とかに入っていって、家具とか畳を搬出します。私が行ったところは独居高齢者で、２階にいろんなものが置かれていて、それをもう２階から放り投げていました。老体にむち打ってきつかったんですけども、特に教訓としては断捨離ですか、私どものところも田舎なんですけどもなかなか断捨離してなくて、そういった蔵とかにいっぱい荷物があって、多分そういう有事のときには困りますので、

これは断捨離を今からやっていかなくちゃということも思いました。これが災害街区とか被災家屋置場で大変厳しい分別がありました。右側は避難所への炊き出しということで、このときも名古屋から若い美容師さん等が来られていて炊き出しの協力をされていました。

そこで、今後いつ起こるかも分からない大規模災害におきまして、被災者支援を行うこうした災害ボランティアセンターについて何点か伺います。

まず１番目、災害ボランティアセンター設置を想定する場所や施設及びその運営主体はどこになるか伺います。

○議長（山本　剛）　井出健康福祉部長。

○健康福祉部長（井出徹哉）　それでは、１点目の奥山議員のご質問にお答えいたします。

災害ボランティアセンターは、被災地での災害ボランティア活動を円滑に進めるための拠点として設置されるものでございまして、ボランティアの受入れや資機材の貸出し、被災地のニーズ把握やニーズに応じたボランティアの派遣を行うマッチングなどの活動を行います。

災害ボランティアセンターにつきましては、野洲市地域防災計画上当市が設置主体となり、運営主体は野洲市社会福祉協議会となっております。

有事に備えて迅速な対応を行うべく、昨年１２月に災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書を締結し、発災時におけるセンター設置の決定方法でありますとか設置場所、運営主体、業務内容等について両者で認識を共有したところでございます。

災害ボランティアセンターの設置場所でございますけれども、野洲市社会福祉協議会が現在事務所として使用しております野洲市北部合同庁舎を本部とし、被災状況等に応じて被災現場近くに活動拠点としての分室を設置することとしております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。市が設置して社協が運営主体、そして場所については北部合同庁舎で分庁舎もあるということで安心いたしました。

次の２番目に参ります。

災害瓦礫や被災された家庭の家具等の仮設置場はどの場所を想定されるのか伺います。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　それでは、２点目のご質問にお答えをさせていただきます。

当市におきましては、災害時に発生した災害ごみを適切に処理するため、災害廃棄物処

理計画というものを策定しております。その中で、災害廃棄物を一時的に集積、分別、保管する場所を１次仮置場、また１次仮置場から搬出した災害廃棄物の詳細な分別、保管を行う場所を２次仮置場と位置づけておるところでございます。

各仮置場につきましては、災害廃棄物の適切な分別や搬出作業が可能である一定の面積を有した公有地をリストアップしておりまして、災害の状況に応じまして開設場所を選定するという計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。今１次仮置場と２次仮置場とおっしゃいました。１次仮置場は大体どれぐらいを想定されるのか、そして２次も大体何か所ぐらいを想定して仮置場設置を考えていらっしゃるか、もし分かりましたら。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

仮置場の設置個数という形になろうかなと思うんですが、災害時に先ほど申し上げました処理計画に基づきまして、発災した状況の調査というのをまずさせていただきます。当然建物の被害状況によりまして出てきます災害ごみの量というのが見えてくるかなと。そして、それを当方で処理できるいわゆる処理施設の稼働状況というのを確認させていただいた上で、どのようにその出てくるごみを処理していくかというのを考えていくということになりますので、その調査に基づきまして、ケース・バイ・ケースで災害廃棄物処理実行計画というのを策定させていただきます。この中におきまして処理の基本方針、そして処理の期間、処理方法を定めて実際に処理をスタートするということになります。よって、そのごみの量等によりまして当然設置する１次仮置場、また２次仮置場の個数も変わってまいりますし、例えば河川の氾濫といった場合ですと地域限定となりますので、その地域を中心に設置するというようになるかと考えております。一応当方といたしまして、現在リストアップさせていただいておりますのは市有地関連で１００か所程度をリストアップしておりまして、先ほど申し上げましたように、災害の規模、また場所に応じまして、適切にそのときに調査、そして対応を決めるという実行計画の中で選定をしてまいるという考えでございます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。

３番目の質問に参ります。

本市で市民参画による被災者支援の運営訓練等を実施し、また防災意識向上や助け合い精神を醸成するような計画はないか伺います。

○議長（山本　剛）　中塚市民部長。

○市民部長（中塚誠治）　奥山議員の３点目のご質問にお答えさせていただきます。

災害ボランティアセンターの運営主体であります野洲市社会福祉協議会において、受付やオリエンテーション、それからボランティア派遣のマッチング、それから活動報告対応など、運営マニュアルに沿った活動ができるかを確認するため、年１回の運営訓練を実施されており、今年度は３月下旬に実施を予定されておられるところです。

また、令和５年度には近江八幡市の社会福祉協議会さんが実施されましたコミュニティマッチングという訓練があるんですけれども、これは具体的に説明しますと、実際に住民さん宅を訪問させていただいて想定されます被害の確認、それから住民さんのニーズを聞き取りを実際に行いまして、その聞き取りの結果を踏まえて情報を集約させていただいて、実際にボランティアさんが来られているということを想定した上で、派遣のマッチングをどのようにしていくかというのを検証する訓練であります。そのコミュニティマッチングの訓練に野洲市社会福祉協議会さんからも参加されまして、この体験をもとに、今年度の７月には自治会の防災訓練と合同でコミュニティマッチングの手法を実際に体験する訓練を実施されているところです。今後におきましても訓練を重ねることにより、防災意識の向上や助け合い精神の醸成を図っていければと、このように考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。社協を中心といたしまして訓練を今後されるということなんですけども、また議会とかに対しましてもこういった情報を提供いただきまして、私も許すならば進んで参画させていただきたいと思います。

私の過去の経験からすると、こうした大規模災害の被災現場に行って、初めて災害の恐ろしさ、自然の猛威が分かります。想定外のことに対しまして、常日頃からの防災運動や意識づけが必要かと思います。この過去の災害、今も東北で先ほど言いましたけども起こっております。こうした教訓が忘れられないように、風化しないように、行政はしっかりと、行政しかできない役割を担っていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、３番目の質問に参りたいと思います。

第３問、湖岸開発株式会社の法令遵守について質問させていただきます。

本市の琵琶湖岸にある野洲市湖岸開発株式会社は、櫻本市長を代表取締役とする第三セクターであります。平成３年に設立されて以来、ビワコマイアミランドやマイアミ浜オートキャンプ場の管理運営をされています。近年では映画にも取り上げられるなど、国内でも有数の優れたロケーションによる人気と、昨今のアウトドアブームによりまして利用者も年々増加し、本市の重要な観光資源となっています。

しかしながら、順調な会社成長と人気度の反面、市が関与する第三セクとしては懐疑的な管理運営があることも仄聞しております。

それは、当該施設のキャンプ場では多くのごみが出るかと思いますが、燃えるごみや段ボールなどは事業系の一般廃棄物として野洲クリーンセンターに搬出されていますが、それ以外は産業廃棄物としての処理が必要かと思います。具体的に申し上げますと、施設利用者がバーベキュー等をされた後に残る焼却灰、燃え殻についてですが、どのような対応で処理されているのか実態把握、またその適法性等について何点か伺いたいと思います。

これは私が撮ってきた写真ですけれども、ビワコマイアミランドでこうしてバーベキューで使った焼却灰がこのドラム缶に入れられます。それがどこに行く、最終的に琵琶湖岸にある焼却灰放置場所に置かれていました。その横はきれいな琵琶湖で、この横が今のこの左側のこれがあるというところの状況です。これが放置場所のところなんですけれども、この通路を念のために地中をスコップで穴を掘ってみますと、ずっと堆積しておりまして、琵琶湖からずっとつながって、こういった物が大量堆積を長年されているんじゃないかと思いました。

それで、この状況につきまして何点か質問したいと思います。

まず１番目、焼却灰は隣地の通称野鳥公園の一角に廃棄されていると聞き及んでいますが、それは事実かどうか伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、３項目め、湖岸開発株式会社の法令遵守についてということで、焼却灰が隣地の野鳥公園に廃棄していると聞いたが、それは事実かということに関するご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、私は野洲市湖岸開発株式会社の代表取締役ではございますが、本件につきましては、市長の立場で答弁させていただきたいと思います。

それでは、１点目のご質問にお答えします。

野洲市湖岸開発株式会社に確認いたしましたところ、キャンプ場利用者がバーベキュー等でされた後に残ります焼却灰につきましては、これまでは再利用や自然にかえることを想定するなど、産業廃棄物としての認識はなく、隣接する土地の一角に置いていたとのことでした。いつから置き始めたかは不明ですが、以前から長年にわたって置き続けているとのことです。

なお、本件につきましては昨年末に会社内で疑義が生じ、県や市からは産業廃棄物に該当するとの指摘を受けたことから、適正に処理する必要があると認識し、現在処理方法等について、県や市、処理業者等と協議中であり、それが決定するまでの間、一時保管をしているとのことです。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　今の回答では、産廃の認識はなかったということをご答弁いただきましたけども、聞いているところによりますと、ここへの職員さんは市のＯＢが出向されているということで、法については多分熟知された職員さんであると思いますけども、今の発言を聞きまして非常に残念であるということは思いました。

次、２番目の質問ですけれども、廃棄されている土地の所有者は誰であるのか、また、その所有者から了解を取られているか伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、お答えいたします。

まず、当該土地の所有者は滋賀県でありまして、草刈り、清掃等の管理につきましては以前から野洲市湖岸開発株式会社が行っているところでございます。

野洲市湖岸開発株式会社に確認いたしましたところ、焼却灰を置き始めた当初、滋賀県の了解を得ていたかどうかは不明であるとのことです。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　今の答弁も不明とかいういささか曖昧なご回答だった。それについても、ちょっとなかなか腑に落ちない部分があるかと思います。

３番目に参ります。

産業廃棄物としての処理が必要な焼却灰が、隣地にいわゆる放置されていたことについては、私の思いは不法投棄になると考えますが、法令遵守をしなくてはならない、半分以上の出資である市がかんでいる第三セクでありますけれども、市長の立場からの見解はい

かがなものか伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　法令遵守の立場からの見解ということのご質問にお答えさせていただきたいと思います。

本来処理されるべき産業廃棄物が未処理であることは、事業者の責務に反しているというふうに思っておりまして、速やかに法令に基づきまして適正に処理されなければならないというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　４番目なんですけども、臨時に大量に放棄している焼却灰は琵琶湖岸にあり、先ほどのスライドにお見せしましたように、隣が琵琶湖というところで、増水時には琵琶湖に流れ込む、焼却灰に入っているような不純物というか、悪性物質が流れ込むということで、自然環境とか人的にも大きな悪影響を及ぼすものと考えますが、今後どのような対応をしていくのか、いつまでにやるのか、そういったことを含めて、市長の立場でありながら代表取締役でもありますし、どういった指示で動かれるのか、予定をお聞かせください。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　今後の対応についてのご質問にお答えいたします。

産業廃棄物の処理等に関します行政指導の権限につきましては滋賀県にございますが、市としましても速やかに法令に基づき適正に処理するよう、連携して指導していきたいというふうに考えております。

１点目のご質問でもお答えいたしましたが、昨年末に会社内で疑義が生じて以降、適正な処理に向けて県や市、処理業者等と鋭意協議を進めているという状況でございます。

○議長（山本　剛）　奥山議員。

○１１番（奥山文市郎議員）　ありがとうございます。これにつきましては櫻本市長だけの責任ではないと思いますけれども、やはりこういった問題が発覚した時点で、速やかに対処していくということでありまして、願っているということですね。負の遺産についても、やはり野洲市民のために、滋賀県のために、速やかに適正に処理していただきたいと思います。特にコンプライアンスを守っていかなくちゃいけないという本市ですから、よくないことはよくないで、速やかな対応をお願いします。スマートでクリーンな櫻本市長同様、スマートでクリーンな野洲市政運営に今後ご尽力されることをお願いいたしまして、

私から今回の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　次に、通告第４号、第１２番、橋俊明議員。

○１２番（橋　俊明議員）　第１２番、新誠会、橋俊明でございます。今回の一般質問、４点にわたりまして質問させていただきます。

まず１点目、（仮称）駅前パークモールの整備についてであります。

去る２月１８日の全員協議会におきまして、野洲駅前整備の提携事業者であるサンヨーホームズに対して、提携内容の主たるマンション建設に関しては、市長の交代により提携内容の継続が困難なことをサンヨーホームズに伝え、事業者も早期に変更計画したい旨の回答がなされたところであります。

しかし、変更計画が出てこないために、２月１９日に開催を予定されておりました都市基盤整備特別委員会が順延され、現在日程調整されていますが、３月下旬には都市基盤整備特別委員会を開催していきたいとの報告がありました。

そこで伺います。

１点目でございます。３月下旬の都市基盤整備特別委員会開催には、少なくとも３月中旬には変更計画の受理が必要であります。

この駅前パークモールは市長の公約の大きな柱であり、出だしの遅れは令和７年度予算に計上されている野洲駅南口周辺整備構想検討事業にも影響することが一層考えられるところであります。そこで、３月中旬の変更計画提出が最終リミットと考えておられるのか市長に伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、橋議員からいただきました駅前パークモールの整備につきまして、この３月初旬の変更計画提出、このタイミングが最終リミットであるかということのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、この連携事業者との協議につきましては、ご質問の最終リミットといった期限を設定することは考えてはございません。協定に基づきまして、慎重かつ丁寧に協議を進めていきたいと考えております。ただ、明確な理由もなく漫然と協議を継続することはまちづくりの停滞を招き、ひいては市民に対し不利益を与えることになりかねず、適切なスケジュール感を持った上で協議を進めていきたいと考えています。

なお、つい先日の３月３日に連携事業者から大まかな変更提案の提示があり、現在その内容について精査しているところでございます。詳細につきましては、今月下旬に都市基

盤整備特別委員会の開催をお願いし、説明をさせていただく予定をしております。

なお、奥山議員の議案質疑でもご説明させていただきましたが、連携事業者との協議内容及びその結果については、新年度予算で計上されている事業への影響はないものと考えております。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　占用物の変更計画の手順につきましては、昨日の代表質問並びに本日午前中の稲垣議員の一般質問でも説明を受けたところでありますので、変更計画書が出てきたということで、これからちょっと精査されるということで、３月下旬の都市基盤整備特別委員会でその辺を詳細にわたって質問していきたいなというふうには考えております。

この野洲駅南口の整備のあり方につきましては、昨年度の市長選挙の私は最大の争点であったというふうに受け止めております。その結果、市民が選択されたのが駅前パークモールを選択されたというふうに捉えておりますので、市長につきましては粛々と進めていただきたいなというふうには考えておるところでございます。

次に、駅前の公園整備でありますが、市長は積極的に現地視察されております。私も環境経済建設常任委員会で吹田市の江坂公園を、また１月３０日には新誠会の会派研修といたしまして神戸市の東遊園地を視察し、神戸市の担当者より説明を受けたところであります。吹田市の江坂公園は、指定管理者制度によりまして指定管理者が飲食店を運営されており、また、神戸市ではＰａｒｋ－ＰＦＩ事業を活用して事業を進めておられます。

このＰａｒｋ－ＰＦＩ事業は、次のスライドで示すとおりであります。これですね、ちょっと見にくいんですけども、これが神戸市の東遊園地でございますけども、ここにちょっと見にくいんですけども、公共のメリット、整備後の公共メリット、いわゆるＰａｒｋ－ＰＦＩ、民間の活力を使って公園を整備していこうというものでございまして、整備後のメリットといたしましては提携外イベントが開催できる、また日常管理、またアクシデントのことについては軽微なものができると、変更ができるということでございます。また業者、企業側のメリットとしましては、いわゆる年間を通じてイベントの開催が利用できるというような試みもされておりまして、質問させていただいたところ、２つの業者がここに応募されまして、１つの事業の方が落札をされてこの整備に関与されたということをおっしゃっておりました。やはりいずれか、指定管理者制度で選択するかＰａｒｋ－ＰＦＩ、企業の力を借りるか、これは今後いろいろ検討はされると思いますけども、そこで

問２に移ります。

稲垣議員の質問にもございましたけども、先進地視察いろいろ行っておられると。高槻市の安満遺跡公園でしたか、それと天理駅前のコフフン公園に視察に行っておられるということでございましたけども、駅前パークモールのイメージが出来上がりつつあるのか伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　駅前パークモールのイメージが出来上がりつつあるかというご質問でございます。

現在、他市の類似事例を事あるごとに視察させていただいておりまして、イメージを膨らまさせていただいているというようなところでございまして、現時点ではまだまだ情報収集、研究をしているというような状況でございます。来年度ＡブロックからＥブロックまでの構想を一体的に検討させていただきたいと考えておりまして、その中で具体的な整備のイメージというものを絞り込み、固めていきたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　まだ資料収集の段階であるということでございますけども、そうするとまとまりつつある段階ではないという形でとらまえて、理解してよろしゅうございますか。

それでは、問３に移っていきます。

市民の声を反映して構想がまとまればという仮定の話でございますが、令和７年度の補正予算に設計の委託業務を上げられるのかどうか伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　令和７年度の補正予算として委託業務を上げるのかというご質問でございます。

仮に令和７年度の比較的早い時期に構想の見直しが完了し、整備の手法、それから財源確保の方針等が固まれば、整備に関連する補正予算の提案も想定されます。ただ、当該予算措置が補正予算で措置すべき緊急性や必要性を具備しているかということを精査する必要もございまして、そういった観点からも、現時点では考えていないという状況でございます。繰り返しになりますが、令和７年度は様々な検討を行い、そしてまた様々なご意見、ご提案をいただく中で、まずは構想の見直しを優先的に図っていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　構想が、まずは駅前の周辺整備構想、これが当然先決でございますので、その構想をまとめるそのもう一つ前の段階では、やはりサンヨーホームズとの話合いといいますか、それを解決するというのが先決かと思いますけども、今後まとまれば、いろんな市民の声を反映させる方法をいろいろお考えやと思うんですけども、例えば構想委員会などを設けられるのか、いや、そこまでまだ十分に議論がされていないということでございますか。もうそこまで煮詰まっているのかどうか、考えておられるところはどういうところかお伺いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　現在のところ、その構想検討の委員会を新たに立ち上げてというところまでは考えているところではございませんけども、一定、専門家であったりとか、民間のほうからのいろんなアイデアであったりとか、そういったものはいただきたいという姿勢を持っておりますので、ただこれを誰にするのか、どういう形でするのかというものも少しお時間を頂戴して固めていきたいなというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　そこまでの段階には至っていない、それは当然だと思いますので、とにかくこの駅前の整備につきましては、３月下旬の都市基盤整備特別委員会でどのような変更計画が上がって特別委員会で議論されるのか、そういうのを十分に練り上げて今後も進めていただきたいなというふうに考えております。

それでは、２点目の国道８号バイパス北進の委託業務の進捗について伺います。

国道８号バイパス北進に係りまして、近江八幡～野洲間の交通円滑化や幹線道路の機能強化等に関する調査予算が国土交通省においてようやく令和６年度予算に計上され、その調査内容に関しまして、昨年度の６月議会で一般質問させていただいたところであります。

その調査内容につきましては、主に３項目ございまして、１点目は路線の必要性並びに効果の調査であり、２点目は地域のネットワークに関する課題の調査、３点目はまちづくりの観点からの国道８号のあり方についての検討という答弁内容であります。

そこで、質問いたします。

１点目でございます。この調査に関して、現在国土交通省で発注されている委託業務名とその内容を伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、橋議員から国道８号バイパスの北進の委託業務に関係するご質問にお答えいたします。

まず、令和６年度ですけども、国土交通省の滋賀国道事務所におきまして２業務実施されております。業務名は、２業務とも滋賀県東部地域道路網調査他業務という件名になっております。

本業務では、滋賀県東部地域の道路網調査が実施されておりまして、２業務とも国道８号近江八幡～野洲区間においては交通の課題でありますその重要性を把握するために、交通円滑化や幹線道路の機能強化等に関わる調査として、当該地域の交通特性の分析を実施していると聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　２業務発注されているということで、滋賀県東部地域道路網調査他業務ということでございます。この他とはどういうのか分かりますか。お尋ねします。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　詳しくは把握はしておりませんけども、業務の中で多様な検討もされているかというふうに感じます。先ほど本業務につきましては近江八幡～野洲区間においての重要性の課題の検討ということでしたけども、聞いているところによりますと、滋賀国道事務所の管轄の道路についても対象というふうにしておりますので、広域的な管轄の道路に関する業務を進められているのではないかというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　ありがとうございます。

先ほど業務の内容を伺いましたけども、交通課題の重要性を把握するために交通円滑化や幹線道路の機能強化等に係る調査として当該地域のいわゆる近江八幡～野洲間の交通特性の分析を実施しているということでございましたけども、その分析された結果は出ているのか、まだそこまで至っていないのか、それを伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　ご質問にお答えいたします。

業務の分析の内容につきましては、関係機関が集まる中でいろいろ情報は聞いていると

ころですけども、現状としましては地域ネットワークの課題の調査であったり、路線の必要性、効果の調査というような概要を聞いているような状況です。詳しい中身につきましては、まだ引き続き検討だということですので、その検討が進んだ都度情報は教えていただいているということですけども、まだ対外的にこうだというような段階までには至っていないという状況です。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　今の答弁では、この調査につきましてはまだ対応の段階である。詳細な段階についてはまだ至っていないというふうに私は受け止めましたけども、まだ発注されたばかりでございますので、今後の調査の深掘りされることを祈っております。

問２に移ります。

その業務の進捗を伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、２点目のご質問になります。

先ほどのご質問とちょっと重なる部分はございますけども、今事業の進捗としましては広域的な地域ネットワークの課題の調査、あと路線の必要性、効果の調査というような項目について業務を進めている状況だというふうに聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　現在の進捗は、いわゆる地域のネットワークの課題の調査、路線の必要性、効果の調査を進めている段階であるという内容でございました。

そこでちょっと再質ですけども、この両調査の具体的に進められたその具体的な結果の報告は受けておられるのかどうか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　ご質問にお答えいたします。

調査結果につきましては、国土交通省滋賀国道事務所のほうから一定報告がまとまった段階で情報は提供いただいているというようなところです。繰り返しになりますけど、まだ外向きには発信できるような状況じゃないということですけども、関係機関が集まって、それぞれ今各市町の道路づくりだとか、そういうまちづくりの特徴みたいなところを説明させていただきまして、それらの情報を逆に基に国交省のほうでもいろいろ道路の必要性

みたいなところを整理している状況ですので、あくまで至って事務的な行政同士のやり取りを進めているというふうな状況になります。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　それでは、問３に移っていきます。

この委託業務の期間を伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　３点目の委託業務期間のご質問です。

この２業務につきましては、１業務目は令和６年の１２月下旬まで進められておりまして、２業務目は令和７年の１月下旬から８月下旬まで、これを期間で調査を継続していく予定だというふうに聞いております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　２業務の委託期間でございますけども、１２月下旬までが１つの業務、さらに本年１月下旬から引き続き調査を行って８月下旬まで調査されるという２つの期間がございました。

それでは、問４に移っていきますけども、この業務の進捗状況につきましては当然関係する近江八幡市、竜王町、野洲市に報告されているのか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、４点目のご質問になります。

進捗状況につきましては、今調査をしていただいて、あと取りまとめがまた一定の時期にあるかとは思いますけども、繰り返しますが、今の段階で一定の成果というところがまだ整理されていないというところですけども、それが明らかになった段階でまた説明いただくというふうには聞いています。

前段としましては、今各市町の道路事業、道路整備に関係するまちづくりであったり産業系の特徴であったり、人口の変化であったり、市町の社会情勢に関わるような情報をキャッチボールしながら道路の必要性というところをまとめていただいている段階になりますので、それらを一定整理いただいて、説明いただけるような段階になれば、また教えていただくというふうに思っておりますし、対外的に何か情報を発信するというような状況になれば、その時期が来ればまた公表もされていくのかなというふうに思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　今のところ、まだどちらかと言うと、２市１町の道づくりを中心に、どういう業務を進めているのかというのは、いわゆる情報交換、キャッチボールをしながら意見交換してまとめていく段階であるというふうに私は受け取ったんですけども、ただ、この国道８号バイパスの方向性につきましては、私が議員になった当初からお願いをして、一般質問もして自民党の調整会でも何とか調査費をつけていただきたい。何遍も何遍も繰り返して、ようやく令和６年度でこのような予算計上されましたので、私の気持ちはものすごくはやっておりますので、何かテンポが遅いのではないかなという思いが強いんですけど、いや、恐らくそれだけ慎重に意見交換をして、情報交換して、よりよいものを例に上げていくのだという国土交通省の姿勢も当然分からんことはございませんので、もう少し時間をかけて見守っていきたいなという思いが強うございます。ただ、一定の成果が明らかになった段階で説明をいただくというのが、非常に私としてはこだわりが強いということがございますので、どちらかというとそういう国交省との待ちの姿勢ではなしに、今後ともより一層積極的な意見が必要と私は考えておりますので、今後ともよろしくお願いをしておきたいと思います。

それでは、問５に移っていきます。

国道８号バイパスの北進に関しまして、令和７年度予算において何らかの予算は計上されているのか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、５点目のご質問にお答えいたします。

令和７年度の国の予算につきましてはまだ決まっておりませんので、計上されたかどうかというところはまだ未確定ではございますけども、これは令和６年度と同様に調査費の予算の中で調査を継続していくというふうには聞いておりますので、またその調査をしていく費用という部分は、また予算が決まった段階で何らかの周知があるものだというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　国交省の予算のシステムはちょっと分かりにくいんですけども、先ほど言いました今年の予算も令和６年度の予算のつけ方、これは大分ちょっと遅か

ったんですので、市なり県ですと、こういう調査を発注しますという段階で予算計上の中で大分もまれますので、ただ国交省は恐らくもっと大枠で恐らく計上されて、恐らくその中で滋賀国はこの割当てというふうに推測をいたしますので、市町のような事細かな予算計上ではないというのは一定理解いたしますけども、何か不完全燃焼のような思いがしてなりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、問６でございます。

国道８号バイパス北進の今後のフローを伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、今後のフローについてお答えいたします。

今後のフローについては、先ほどまだ成果もお示しできる状況ではないというふうに聞いておりますので、確たるものというのは現在まだちょっとお示しできる段階ではないというふうには聞いております。

本市としましては、引き続き国道８号の東近江区間整備促進期成同盟会の構成市、各市町と一丸となりまして、この渋滞解消に向けたバイパス整備の事業化につながるように、これは引き続きしっかり国のほうに要望してまいりたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　恐らくこの委託業務の成果によって、今後２市１町の道路のあり方はどうあるべきか、そういうことを基に、恐らくそれを十分吟味されてバイパスのルートがほぼ、恐らく東近江のルートを考えますと、いくつか案を検討されて、その中で絞っていかれると思います。

ただ、去年の６月にも図面を出して、資料を出してやったんですけども、東近江を山手から、いわゆる現在の国道８号線、新幹線と立体交差をいたします。そこまでが決まっている。そこをどう行くか、あの立体交差を果たして越すのか、いわゆる湖側へ越すのか、それとも越さないのか、それによって大きくやはりルートが変わってきますので、ただ越したらもっとややこしい。現在の国道８号線がバイパスだけやりますので、野洲～栗東間が。それに結びつけようと思ったらもっと複雑な構造になってくると思いますので、ただ、そこまで決まるには、恐らく過去の例から言いますと、少なくともう２、３年はかかるんではないかなと受け止めておりますので、そういった段階で協議を今後も重ねながら絞り込んでいきたいなと。これは私の背負う問題ではございませんけども、沿線の方は非常

に興味を持っておられる。関心が高い。橋君、どないなっとるんやと。ただ、この一般質問をしますので聞いていてくださいと言いましたけども、恐らく聞けば聞くほどフラストレーションがたまっていくかもわかりませんけど、そのほうも精力的に質問を重ねていきたいなというふうに考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それでは、３点目でございます。

○議長（山本　剛）　暫時休憩をいたします。再開を午後２時４０分といたします。

（午後２時１８分　休憩）

（午後２時４０分　再開）

○議長（山本　剛）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　ちょっと途中で時間が入りまして、テンションが上がっておりましたけどトーンダウンしました。

それでは、３点目、国道８号野洲栗東バイパスの野洲川歩道橋について質問いたします。

国道８号野洲栗東バイパスに関しましては供用開始が目前に迫っております。今回の質問に際して現場を確認したところ、まずバイパスの架橋もさることながら、旧の企業敷地が整理されつつある状況に目がとまりました。

そこで、まず歩道橋の質問に入る前に、旧の企業敷地の現在の状況を確認させていただきます。

問１でございます。

企業敷地に埋設されていたアスベストの撤去状況を伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、まず１問目のご質問にお答えいたします。

アスベスト混じりの土の撤去状況ですけども、令和７年１月末に撤去と搬出が完了しました。現在作業に用いた仮設テントの撤去作業及び基面整備が実施されている状況です。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　アスベスト、長い期間でございましたけども、今答弁でもいただきましたとおり、本年の１月末日をもって撤去なり搬出が完了したということでございました。

それでは、本題に入りますが、野洲川にかかる橋梁の自転車、歩行者専用橋につきまし

ては、別添スライドが示すとおり、拡大していただけますか。これが管理道から歩道橋を守山方面に向かったものでございまして、まだ上に上部工がかかっておりません。それと横から見たのがこのような状況でございまして、こういった橋梁の上に真ん中に自転車、歩行者専用橋がかかっているというような状況でございます。現在の歩道橋専用橋、これが完成しつつあり壮観ではございますが、しかしながらこの橋梁の上部工がかかりますと、この自転車、歩行者専用橋のイメージが大きく変わります。これがこの図面でございますけども、上部工がかかると、やはり全体が暗くなるということでございまして、国道８号野洲栗東バイパスのこの野洲川橋については、令和元年１１月議会で質問させていただきましたが、このときの写真でございます。暗くて不安を感じるのではないかなというふうに思っております。

こうしたことから、令和元年の質問では現国道８号野洲川大橋では本線上部に自転車・歩行者ゾーンがあることから、ドライバーや同乗者の視野に入りまして安全が確認することができますが、今回のように本線橋下に設置となりますと、安全確認が劣ることから治安上、また防犯上問題になるのではないかとただしたものであります。

そのときの答弁では、自転車・歩行者専用橋の安全対策上照明灯を設置するとともに、国土交通省滋賀国道事務所、琵琶湖河川事務所、滋賀県、守山市と協議をして安全対策を検討していくというものでありました。

そこで質問いたします。

まず、構造上の位置づけを確認します。野洲栗東バイパスが完成後、この自転車・歩行者専用橋は国土交通省の管轄となるのか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、２点目のご質問にお答えいたします。

この歩行者専用の橋梁ですけども、これは完成後も本体の構造物そのものにつきましては国土交通省が管理をするというようなことになるかというふうには考えております。

ただ、歩行部、歩行者と自転車が通過する部分の維持管理につきましては、これは本市及び対岸の守山市と、あと国土交通省のほうと連携して、今後どうするかというところは協議するというふうに考えているところです。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　そうしたら、この歩道橋は誰の管理となるのか、そこまでま

だ至っておりませんか。伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、再質問にお答えいたします。

管理者につきましては、利用者の安全対策をするという主体として、市のほうも積極的に、主体的に実施するというふうに考えておりますけども、まだ管理の細かいルールは決まっておりませんで、協定もこれからになってきますので、それを結んだ上で、維持管理、利用者の安全防災面については市のほうも積極的に実施していくというふうになろうかと思っております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　それでは、問３に移っていきます。

令和元年の質問後、治安上、また防犯上の観点からどのような対策を講じることになったのか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　３点目の治安防犯上の対策についてお答えいたします。

当該野洲川歩道橋につきましては、国土交通省のほうが歩道照明灯と防犯カメラ等を設置するということで、これはそういう予定をしておりまして、治安防犯対策を備えているというような状況になります。

ちょっと先ほどの繰り返しにはなりますけども、引き続き市としましてはこれらの施設を活用させていただきまして、国土交通省や守山市と連携をしながら、この利用者の安全の確保に向けた調整を行っていきたいというふうに考えております。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　歩道橋に照明を設置、恐らく欄干の部分は照明になろうかと思います。そして、より一層の安全対策として防犯カメラを設置するということでございますけども、再質でございますけども、それらの処置で安全対策は万全であるかどうか、お伺いします。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　再質問にお答えいたします。

今照明とカメラを持って安全対策を進める予定ではありますけども、これは実際供用後

に利用者に対してどういう安全面が確保されているかどうかという部分で、引き続き確認も必要だと思っておりますし、万全を期してというふうには考えておりますけども、そこは状況に応じて足りない部分があれば補っていく必要があると思いますし、そこは安全面ということで、行政機関での調整も踏まえて追加の対策が必要であれば実施していきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　先ほども上部工がかかったときの写真、スライドを示させていただきましたけども、恐らく昼間ではそう心配ないと思うんですけども、夜間の通行のときに、やはりいくら照明が設置をされたりカメラが設置されているとはいえ、距離が長うございますので、物すごく不安が大きいのではないかな、精神的な不安が一番大きいのではないかな。これは私自身にとっても、例えば向こうから自転車こいでいて、向こうから例えば何かが歩いてきたなり自転車が来たら、恐らく物すごく不安になると思いますので、恐らく女性ではなかなか通りにくいのではないかなということを懸念しますので、試みはいいと思うんですけども、これはもし事故なり犯罪が起きたときに大きな問題になろうかと思いますので、そういった意味を踏まえまして問４に移っていきます。

近畿の管内で、これが野洲川の自転車・歩行者専用橋のように、本線のもとで設けられている専用橋があるのかどうか伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、４点目のご質問にお答えいたします。

国土交通省の滋賀国道事務所からは、同様の橋のタイプの存在、把握はしていないということですので、かなり珍しいタイプの橋だというふうに思われます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　今答弁いただきましたとおり、恐らく関西圏では少ないのかなと。本四架橋の一部で、ちょうど鳴門橋流れるところで透明板のもとでそういった専用橋があるんですけども、恐らくそれぐらいしかなかなか見当たらないと思います。

それを踏まえまして、問５に移っていきます。

次に、維持管理に係る経費としてまだ決まっていないと思うんですけども、照明灯の電気代はどこが支払われる予定なのか、これから協議されるのか、その辺を伺います。

○議長（山本　剛）　岡崎都市建設部長。

○都市建設部長（岡崎慎一）　それでは、費用負担のご質問にお答えいたします。

先ほどの話のとおりでして、まだ関係機関と調整中ですので、維持管理に係る電気代等になりますこれの費用負担についても、これから国や関係機関と調整してまいります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　維持管理等の負担につきましては今後詰めていくというような内容でございましたけども、今後は県道の近江妙蓮大橋、湖南幹線が、これが３月２９日供用開始されますが、恐らく県が維持管理費、当然フラットといいますか、車道と歩道橋がフラットですので、これの照明灯につきましては恐らく県が負担をされる。一方、この国８バイパスのこの専用橋が、どちらかというと先ほど申し上げましたとおりに安全対策にも若干の課題がある。ランニングコストは野洲市と守山市が負担する可能性が高いのではないかなと私は懸念をいたします。どっちかというと、都市建設部長の答弁を聞いていますと、何か前向きにするんだけども、まだそこまでの段階ではない、言える段階ではないということが気になるんですけど、ひょっとしたらこの維持管理は野洲市と守山市が折半をする、持つのではないかなということが懸念されますので、そのことを十分に頭に入れて進めていただきたい、それを強く要望しておきます。次の代にまで負担が伴わないように何とかお願いをしておきたいなとを思っております。

それでは、最終の４点目に移っていきます。篠原学区の獣害対策についてであります。

篠原学区の獣害対策につきましては、光善寺川を獣道としてイノシシが出没しておりまして、被害が広がっていることから、学区の自治会長、農業組合長、ＮＰＯ法人Ｈ・Ｗ・Ｅのメンバー、市環境経済部長などが昨年の１０月と１２月にわたりまして、篠原学区獣害対策会議を開催して情報交換を行い、今後の対策等を協議しております。また、今年度の篠原学区の行政懇談会では、この獣害対策をテーマに情報交換されたところでもあります。

この獣害対策会議では、効果的な対策手法、また技術指導の伝授、財政的支援などの意見が多く出されました。

そこで、問１でございます。

イノシシのおりもほとんど効果が得られず、くくりわなのほうが効果があるようではございますが、対策会議で出された最終的な要望としまして、猟犬にイノシシを追わせて、

発砲による退治の手法は効果がありそうであるが、発砲の安全性の観点からハードルが高いと想定されますが、可能であるかどうか伺います。

○議長（山本　剛）　西村環境経済部長。

○環境経済部長（西村拓巳）　それでは、銃器を使用したイノシシの捕獲についてご回答させていただきます。

銃器の使用に関しましては、やはり安全性の面から危惧される点があろうかと考えております。

お尋ねの方法につきましては、猟犬を使ってイノシシを追い立て、待機する狩猟者が銃撃するという巻き狩りになるかなというふうに思われますが、追い立てたイノシシが意図しない方向に逃げたり、仕留め損なったイノシシが手負いのまま逃げたりすることが考えられます。興奮状態のイノシシが近くの集落に迷い込んだ場合には、遭遇した人や車両を偶発的に傷つけてしまう危険性があります。さらに、銃器の使用につきましては、発砲により生じた跳弾が住宅や車両等に当たる危険性も排除できないところであり、様々なリスクがあって難しいと考えておるところでございます。

しかしながら、大篠原の向山と新幹線の間の農地に関しましてはイノシシの出没が多発しておるというところでございます。当地域にイノシシが出たときに限ってではございますが、例外的に必要最小限の銃器捕獲を考えており、当地域に限定した上で市役所職員の立会のもと、その当日に限って銃器による捕獲を考えておるところでございます。

捕獲に当たりましては、地元自治会からの要請を受け、捕獲団体の体制が整った場合、そして確実に捕獲できる見込みがあるときに限って実施をする計画でございます。

なお、篠原学区におきますイノシシの捕獲状況といたしまして、箱わなを使用した実績のほうでございますが、今年度１０月から現在までには７匹を、昨年度においては１３匹を捕獲しておるところでございます。

こうしたわなの効率的な捕獲によりまして、農産物の被害を軽減してまいりたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　橋議員。

○１２番（橋　俊明議員）　ありがとうございました。いわゆる新幹線と向山の地域に限って出没が多うございますので、認めるというような方向でございますので、よろしくお願いしたいと思います。

新聞記事でございますけども、政府は２月の２１日、熊による人的被害対策といたしま

して、一定の条件を満たせば自治体判断で市街地での猟銃を可能にする鳥獣保護管理法改正案を閣議決定し、国会に提出したということでございます。これによりまして、安全確保の上で、市町村長がハンターに緊急銃猟を委託する仕組みでございます。

現行の鳥獣保護管理法では、住宅が集まる地域などでは猟銃を原則禁止しまして、人に危険が迫ってから、警察官職務執行法により警察官がハンターなりに発砲を命じる仕組みとなっております。

改正案につきましては、人の日常生活圏に現れ危害を及ぼすおそれが大きい動物も政令で定められまして、ヒグマ、ツキノワグマ、イノシシを想定して、市町村長は１点目、住宅地など人の日常生活圏に侵入またはそのおそれがある。２点目に、危害防止が緊急に必要。猟銃以外で的確かつ迅速な捕獲が困難と。住民なり弾丸が当たるおそれがないと判断した場合は、市町村職員やハンターに緊急銃猟を定めることができるという改正が閣議決定したそうでございます。

野洲市の状況を見ますと、この市街地に恐らく熊はおりませんので、イノシシが現れるということはほとんどないと考えられますけども、冒頭に申し上げましたとおり、光善寺川を獣道にしまして、今イノシシがあの光善寺川を使って出てきているということで、ほとんど現在光善寺川側から左といいますか、野洲駅側の沿線の農地を荒らしている。ただ、光善寺川は狭うございますので、これが間違って右側、右岸側のいわゆる市道の駅前住宅街に出てくる可能性もこれは大いに考えられることでございますので、そのときはいわゆる市街地に現れてくるということも十分に想定されますので、そういった獣害被害も今後は起こり得ることが考えられますので、今後も対策を十分お願いをしておきまして質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　次に、通告第５号、第７番、東郷克己議員。

○７番（東郷克己議員）　第７番、新誠会、東郷克己でございます。

早速一般質問を始めさせていただきます。

１件目、誰もが大切にされ、安心して暮らせるまちを目指してと題して伺います。

昨年一般質問で取り上げた書籍、「認知症は病気ではない」、この本でございますが、に書かれた認知症の方々も、豊かな感情や生き生きとした人間性を保っているという内容は衝撃的で、その様子を直接確認したいと思い、取り上げられていた出雲市の認知症デイケア「小山のおうち」を１月末訪問しました。僅かな時間でございましたが、友達の輪に入れていただき、交流することができました。

また、２月の１０日には親鸞上人の同胞精神を基本理念に掲げ、一人ひとりが生き生きと活躍することや、りりしさを兼ね備えた子どもの養育を目指し活動されている児童養護施設守山学園を訪問し、同園の方針や日々の心がけなどを伺いました。

約２週間の間に、非常に特徴的な、そして役割の異なる２つの施設を訪問しましたが、話を聞き及んでいくと、これらの施設は対等という共通のコンセプトがあると感じました。認知症の施設利用者もスタッフも施設長も対等であり友達、また様々な事情で家族と離れ、施設で暮らす子どもたちも皆兄弟として尊重される。「小山のおうち」の利用者の方々は生き生きとした表情で穏やかに過ごしておられ、守山学園では子どもたちの息吹を感じました。これらの経験で得たものを本市の施策に生かすべく、以下質問いたします。

１点目、野洲市人権尊重のまち宣言の中に、「私たちは人権の共存を基本に掲げ、人権を侵さず侵されず、互いに助け合い、明るく住みよい地域社会を築きます。誰もが大切にされ、安心して暮らせるまちづくりへの実践を誓い」との一節がございます。先ほど紹介した２つの施設で実践されている認め合い、尊重し合うことの基本と言えます。人権研修時など繰り返し唱和している宣言ですが、改めてその重要性、そして普遍性を感じたところでございます。

そこで、市長、そして教育長にこの宣言の趣旨を所管する施策の中にどう取り入れ、反映させているか、あるいは反映させようと考えるか伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、東郷議員からの、誰もが大切にされ、安心して暮らせるまちを目指してとしての１点目、野洲市人権尊重のまち宣言の趣旨を反映した具体的施策についてのご質問についてお答えをいたします。

野洲市人権尊重のまち宣言は、１９８８年、昭和６３年に起こった人権を踏みにじる重大な部落差別事件が背景にあります。このことから、全ての個人が自立した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求できる平和で豊かな社会の中で、お互いの人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものであるという思いが込められています。

その宣言の思いを反映させるため、野洲市人権施策基本計画を策定し、様々な人権課題解決に向けて取り組みを進めています。

その一例として申し上げますと、高齢者の人権施策では、高齢者の課題に関する教育、啓発として、地域住民を対象に認知症サポーター養成講座を開催しています。これは、認知症に対する正しい知識を持ち、地域で認知症の人を支えるつながりを支援するもので、

できる限り住み慣れた地域で生活できるよう、高齢者支援体制の充実を目的としたものです。

また、子どもの人権施策では、特に虐待は子どもの人権を著しく侵害するだけでなく、心身に後遺症を残したり、時には命まで脅かす重大な問題です。そのため、児童虐待防止等ネットワーク事業として、子どもの虐待防止について啓発を行い、地域福祉、保健、医療、教育等の関連機関と連携し、早期発見、早期援助に努め、子どもの人権を守る取り組みをしています。

このように、人権課題の解決に向けた取り組みについては、人権施策の実施計画において様々な分野で整備を行い、その進捗状況を管理、検証しております。

今後は、社会情勢の変化による新たな人権課題、性的少数者やマイクロアグレッションなどについても次期第５次野洲市人権施策基本計画に反映し、互いの人権が共に尊重される社会の実現に向けた取り組みを一層進めていきたいと思っております。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、続きまして東郷議員１点目のご質問にお答えをいたします。

誰もが大切にされ、安心して暮らせるまちにしていくためには、身の回りの差別や人権侵害をなくし、一人ひとりの人権が尊重される社会を築くことが重要であると考えています。

教育委員会といたしましては、子どもたちに正しい知識と人権感覚を身につけさせていくための人権教育を学校や園で展開しています。幼稚園や保育園、こども園では、保育士や教職員が子どもたちのよきロールモデルとなり、道徳性の芽生えとお互いを大切にしようとする態度の育成を図っています。小学校や中学校では、日々の学校生活や様々な学習活動を通じてお互いの違いを認め合い、一人ひとりの人権を尊重する態度を育成するとともに、正しい知識と人権感覚を習得できるよう人権教育を推進しています。また、小学校、中学校については年２回、保育園、幼稚園、こども園については年１回の計画訪問を実施しています。そこでは人権教育に関わる授業、保育参観と研究協議会を持ち、教育委員会より指導助言を行っています。自尊感情の育成や集団づくり、人権学習の進め方などの共通理解や情報提供を積極的に行っています。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　市長、そして教育長も当然お分かりのこととは思いますけれども、結局のところ、この人権を尊重するということは相手の気持ちに寄り添うというか、

察するといいますか、相手がどう思うかなということを想像するところから始まるのではないかというふうに思っております。日々の業務の中で心を配っていただければと思います。

２点目の質問に参ります。

先ほども触れましたけれども、「小山のおうち」での体験と開設者の精神科医高橋氏との面談は非常に大きな学びがございました。とりわけ周辺症状ＢＰＳＤが現れるからくり、スライドをお願いします。の解説と、その解除による周辺症状の大きな改善例には目を見張るものがございました。

認知症における周辺症状重症化の背景にあるのは、認知症の人は何も分からなくなった人、困った人という誤った認知症観の定着が深く関与していると思われます。何より不幸なのは、当事者ご自身がこの誤った認知症観に強く影響を受けていることであります。

高橋医師によると、認知症の疑いに最初に気がつくのは本人で、周囲に気づかれまいと必死に努力をされると言われておりました。しかし、やがて家族に気づかれ、その家族は進行を抑えようとしっかりしてと励まされます。一方で、分からない人になってしまったと家族団らんの場でも話を振られることが少なくなり、居場所や家族の中での役割を失っていくということでございます。この図で言いますと、認知症の症状はここの部分で、それに伴って温かい会話が少なくなる、コミュニケーションが取りにくくなるということで居場所がなくなるとか役割を外されるというふうなこの寂しい思いをされる中で、この励ましなどをされることが、この周辺症状を引き起こしているという指摘でありました。励ましを当事者は叱りと受け取り、これが繰り返されると叱られてばかりと、言いようのないストレスになっていきます。

「小山のおうち」で、利用者が書かれた手記を拝見させていただきましたが、その多くに叱られる、叱られてばかりという記述が見られました。また物忘れに対する記述も多く、誰よりもご本人が物忘れを自覚し、そして苦しんでいる様子がうかがえました。こうした苦しみの中で、しっかりしてと繰り返されれば、心の傷を踏みにじられるような感覚になり、攻撃的になったり、安らげる居場所を求めて出かけたりといった周辺症状につながるというのが高橋医師が言われるからくりの構造で、まさに負のスパイラルでございます。

「小山のおうち」の実践は、物忘れを一切とがめないなどの対応で、からくりのくびきから利用者を解放することで、利用者に笑顔を取り戻しておられました。

ちょっと今日は持ってきてないんですけれども、高橋医師からある書籍を、高橋先生が

書かれた本を頂きまして、その中にはその症例が４０例ほど非常に詳しく載っておりました。ここに、このからくりに示されたようなことが症例として実証されているということであります。

野洲市でも高齢化が年々進み、認知症の方も増える一方と思われます。今紹介したからくりを浸透させることにより、認知症になっても穏やかに過ごすことができると期待します。見解を伺います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、東郷議員の２点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

認知症は誰もがなり得る病気でございますが、誤った認知症観から過度の恐れや適切な関わり方を知らない人がまだ多くいらっしゃるというふうに認識をさせていただいているところでございます。

認知症へのアプローチにつきましては、治療とケアの両輪が原則でございますが、本人を取り巻く環境や人との関わり方によって症状がよくも悪くもなることになります。「小山のおうち」で実践されているような物忘れを受入れ、叱られることを相対的に減らし、認知症の人の苦悩やつらさを受け止めるための関わりを、いわゆるからくりを理解し、人の苦悩やつらさを受け止め、実践できる人を増やしていくことは認知症の人の尊厳を守ることにつながると考えているところでございます。また、認知症を受け入れる文化の創造にもつながるものと考えているところでございます。

その手段といたしまして、先ほど市長のほうからも答弁ございましたけれども、認知症サポーターの養成講座を実施し、認知症の病気への理解について学ぶ機会を提供しておりますが、その講座内容も来年度から具体的な症状の意味と、適切な関わり方が理解しやすいような内容に改変をする予定をしているところでございます。

また、人権形成でございます小学校の授業で講座を開催したり、接客業でございますスーパーなどに出前講座を開催し、それを含めまして、現在市全体で７，２６３名のサポーターが養成されているという状況でございます。

昨年度１２月には「認知症世界の歩き方」と題しまして、認知症の症状への理解を深める講演会を開催し、令和７年度も、次年度でございますけれども、認知症に関する啓発映画を家族介護支援事業で実施をする予定をさせていただいているところでございます。

今後もあらゆる手段を用いまして、認知症への理解促進を図ってまいりたいというふう

に考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　関わりにより、よくも悪くもなるというお話でございました。

先ほどのからくりの関係、「小山のおうち」での実践例を基に申し上げれば、関わりを変えて中核症状、認知症自体の症状が軽くなるわけではないんですけれども、その周辺症状と言われる徘回や暴言等は激変するということでありますし、また何よりも家族の方が最も困られているのはその周辺症状に困られているということですので、一層そこに力を入れていただきたいと思います。

ちょっとこの本を引用して質問したいと思いますが、社会から何も分からない人、まともに話ができない人、感情がなくなっている人など、まるで人間ではないかのように見下され、尊厳をずたずたにされるからではないだろうか。それに対して抵抗すらできない彼ら、彼女らは、ただいら立ち、悲しみ、そして無力感にさいなまれるばかりである。こうした記述の後に、この誤った認知症観が広がったのは、約５０年前ある作家の方が記された「恍惚の人」という、私もタイトルはよく覚えていますが、その認知症観が広まってしまっていながら、半世紀にわたって放置されてきたというふうに、この本、あるいは高橋医師も指摘されております。ここに書かれているのは、要するに国としてその認知症観を正すことが必要ではないかという指摘がありました。この表紙に書かれているのは、長生きすれば認知症になるのは自然なこと、あなたの人格も心も失われることはないのです。もうこの一言に象徴されるような認知症観が本当に広まれば、本人も周囲も共に幸せなのではないかなと思います。

市として、このような先ほどもいろいろ事業等も申していただきましたけれども、一層そうした部分について、誤った認知症観を払拭する方向で取り組んでいただけるかどうか、改めて見解を伺います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、東郷議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

まさに東郷議員のおっしゃるとおり、認知症を特別視するのではなくて、認知症と共に歩む時代になりつつあるというふうに認識をさせていただいているところでございます。誰もが認知症をごく当たり前に受け入れられる社会となることが、尊厳を保持しつつ、支

え合い、共生する社会になると考えているところでございまして、一歩一歩積み重ねながら意識改善を図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　３点目の質問です。

次に、児童虐待をどう防ぐか、また心ならずも課題を抱えてしまったご家庭に対してどう支援していくかについて質問をいたします。

本年１月早々に「世代間連鎖を防ぐ」をテーマに開催された２０２５オレンジリボン新春交流会に参加し、「虐待傾向を示す親、家族の心理的、社会的特徴」と題した講演を拝聴しました。我が国の多くの課題、問題を指摘されましたが、中でも印象に残ったのは、中程度以上の虐待事例ではほとんどが世代間連鎖であり、虐待している親自身が虐待を受けてきたとの指摘でありました。

この日の講演は、虐待の連鎖を断つためにはできるだけ早く子どもを安全なところに保護すべきというような趣旨でありました。しかし、我が国では親に返す、家族再統合を目標にしていると、家族再統合自体が目標化していることへの批判的観点に立った内容が中心でございました。その主張は合理的で、諸外国の研究や実践等を踏まえており、共感すべきところ、共感した部分も多かったのですが、一方で守山学園さんで聞いたのは、子どもの安心、安全など、子どもの成長環境を中心に取り組みつつ、場合によっては親子一緒に支援、指導するなど、もともと虐待の被害者であったであろう親の支援にも心を配っておられたのが印象的でありました。課題を抱えた方の支援、中でも虐待など心に深い傷を負ってしまうケースへの対処は、個別的な、また細やかな対応が重要と認識していますが、野洲市の基本的な方針を伺います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、東郷議員の３点目のご質問につきましてお答えをさせていただきます。

本市において、世代間連鎖という課題を持ったご家庭につきましては存在するというふうに認識をさせていただいているところでございます。世代間連鎖を繰り返さないように、保護者に寄り添いながら支援を行っているところでございます。

その支援内容につきましては、保護者のレスパイトとしてショートステイを提案しているところでございます。

ショートステイの委託契約先でございます児童養護施設の守山学園と連携しながら、一時的に児童と保護者を分離し、お互いがほどよい距離を保つことで保護者が適切な養育に向かい、児童との関係を良好にしていく取り組みを行っているところでございます。

また、虐待で深い傷を負ったケースについては、児童相談所と連携をいたしまして、一時保護を行うことで、保護者と児童との距離を取ります。その後、家族再統合に向けて児童相談所心理士の心理面談等を児童及び保護者へ実施することで、心的負担の軽減、あるいは心的外傷後のケアに当たっていただいているところでございます。

このように、関係機関と協議、連携をし、ケースごとの課題により、あらゆる社会資源を活用しながら、寄り添った細やかな対応をしていくことを基本的な方針とさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　ケースごとの課題に対応するというようなご答弁をいただいたと思います。保護や施設入所自体が目的ではないのと同様、家族再統合ということ自体も目的ではないのかなと思います。目的は、子どもにとって安全で安心できる生活環境や養育環境の確立であるかと考えます。様々なご配慮をいただいて、多角的に検討してというお話もございましたが、懸念される点、１点だけお聞きしたいと思っております。

当事者の方に、こうしたいろんな方々が集まって多角的に検討したその方向であっても、反発されるケース、受入れていただくのが難しいケースも多々あろうかと思います。そうした当事者の方、あるいはご家族の方との関わり方について、ちょっと一般論としてお聞きしたいのですが、基本方針を改めて伺います。

○議長（山本　剛）　井狩健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（井狩昭彦）　それでは、東郷議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

支援内容等について、養育者等が必ずしも納得をいただけるケースばかりではないのが現状でございます。中には支援に対して否定的であったり、また反対に支援ありきの考え方を持たれたり、様々な感情などをぶつけてこられることもございますし、また養育者などが適切な判断ができないケースもあったりするわけでございます。

こうしたケースにおきましても、まさに東郷議員おっしゃられます子どもにとって安全、安心できる生活環境や、あるいは養育環境の確立に向け、担当部署では関係機関と連携を

させていただきながら、ケースごとに粘り強く丁寧に寄り添った支援をしていくことをモットーに基本姿勢としてさせていただいているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　結局のところ、先ほどの高齢者の方の認知症の問題とも重なりますが、やはりかなり個別の要素も強く、また非常に息の長いといいますか、忍耐が必要かと思いますが、それぞれ適切な相手に寄り添った対応をお願いしておきたいと思います。

４点目の質問に参ります。

学校、園における対等や認め合い、尊重し合う関係について伺います。

学校、園では他の部署と異なり、大きくは教職員と子どもとの関係と子ども同士の関係があり、小さく見ますと、校長をはじめとする管理職と他の教職員との関係や、上級生、下級生の関係など様々あり、注意することは異なると思われますが、学校が子どもたちにとって安心でき、好ましい場所であるために配慮すべきことについて、過去の反省も踏まえて方針を伺います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、東郷議員の４点目のご質問にお答えをします。

学校や園が子どもたちにとって安心できる場所であるために配慮すべきことは、大きく分けて３つの視点があります。

１つ目は、人間関係づくりです。それは単に友達をつくるということだけではなく、互いのよさを認め合い、困ったときは相談し合えるような受容的、共感的な人間関係を育成することが重要だと考えています。この関係性は年齢や性別等に関係なく、一人の人間として尊重されるべきことです。

２つ目は、授業づくりです。子ども一人ひとりの意見が大切にされる学習活動や、互いのよさや可能性が発揮できる場を設定するなど、指導の充実を図ることが求められます。また、教員も教えることばかりではなく、子どもから学ぶ姿勢を持つことが大切であると考えています。

３つ目は環境づくりです。子どもたちが安心して落ち着いて過ごせるような教室環境や雰囲気づくりが大切だと考えています。小学校においては英語や理科、算数などで教科担任制を導入したり、入り授業や交換授業を実施したりするなど、複数の教職員が関わる機会を増やし、子どもたちを見守る体制を整えています。

以上の３つの視点に配慮しながら、子どもたちにとって安心できる学校、園づくりを目指してまいります。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　今答弁いただきました３つの視点、当然それぞれ大変重要かと思います。

そこで、再質問いくつかしたいと思いますが、１つ目の人間関係づくり、ある意味ではこれが一番大事と言えるかと思いますし、同時に、今の子どもたちの環境を顧みますと、一番課題と言い切ってしまうとまた問題かもしれませんけれども、苦手な部分があるのではないかなと思います。

この人間関係づくりについて、具体的に工夫されていること等があれば、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、今の東郷議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

人間関係づくりということで、一言には申しましたが、大きくは集団づくり、そして仲間づくり、こういう集団づくりや仲間づくりというものが、例えば普段の授業でも、あるいは学校生活の中においても、まず一番大事にされるといいますか、このことがベースになって学級がつくられる、授業がつくられるというふうに考えています。

最近の授業というのは、私たちの頃に比べますと、どちらかというと学級全体でというよりは、それぞれ班で、今の文部科学省のほうが申しておりますけれども、主体的、対話的で深い学びにつながるような授業というのが求められていますので、それぞれの班の中のまず人間関係、これが、例えばその子がいたら私はかなわんねんとかいうふうな話にならないように、４月入って、当初から仲間づくり、あるいは集団づくりというものをしっかりとする中において授業ができる、毎日の学校生活ができるという体制を整えることが一番大事ではないかなというふうに思います。

そういう中において、お互いのよさであるとか違いというものを認め合いながら、いろいろと深い学びにつながるような学校生活、園生活、授業というものをしていくことが一番大事であるというふうに認識をしています。

先ほど話の中にもありましたけれども、立場としては教員、あるいは先生ということでもありますし、一方では子ども、生徒児童ということではあるかもわかりませんが、授業

や保育、あるいは学習活動等の中においてはお互い対等です。要は、言いましたように、我々教員もその子どもたちからいろいろと教わることは大変多いです。学ぼうという姿勢がなかったら駄目だと思いますけども、そういうことと併せて、今の教育ということですので、教え育むというだけでない子どもたちからの学びというものを大切にした授業づくり、そして、その中には仲間づくりや集団づくりというような人間関係づくりというものも日頃から教員たちも意識をして学校経営、学級経営に励んでいるというふうに思っていますので、その辺のところが今私が申させていただきましたけども、一番大事な人間関係づくりなのかなというふうに思っています。

お答えとさせていただきます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　詳しくお答えいただきました。

私が先ほど人間関係づくりが苦手な傾向があるのではないかと申し上げましたのは、私たちがと言っていいかと思うんですけれども、子どもの頃、あるいは私たちの子どもの世代の頃と比べても、圧倒的に今の子どもたちは生まれたときからと言ってもいいぐらいスマホが定着しているというようなところで、群れて遊ぶということが幼い段階からなかなか難しくなってきているというようなことからであります。そうした部分があることも承知しながら、よりよいこの学ぶ環境づくりに努めていただければと思います。

２件目の質問に移ります。

幸せに暮らせ続けられるまち、飛躍を遂げるまちを目指してと題して質問いたします。

この件名に掲げましたのは、市長が就任直後の臨時議会にて表明された言葉でございます。そして、これを目指すために３つの方針を示されました。この３つの方針から、以下質問をいたします。

まず、具体の策の前に、前提となる市政のあり方について、市長の考えを問います。

市政の方針、特に大きな新規事業やその方針変更の際には、市民の意見をしっかり聴取すべきであることは論をまちません。しかし、説明会を開いて意見を聴取したり、アンケートの実施により市民意見の動向を調査するといったこれまでの手法に加えて、より深く市民と関わり、議論を重ねるなどの手法が今後の市政の発展には必要ではと考えております。見解を伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、２項目め、幸せに暮らし続けられるまち、飛躍を遂げる

まちを目指してということで、１つ目の質問、市民意見の聴取についてのご質問についてお答えをさせていただきます。

市民意見をしっかりと聞くために、これまでの市民説明会や市民アンケートといった手法に加え、より充実した手法を取り入れるべきというご意見はごもっともであると思っております。以前から申し上げておりますように、市民のまちづくりへの参画をより効果的にするためには、市民が集う会合などに出向き、ご意見を伺う傾聴、また意見を交わす前に市民に行政の情報や状況を説明し、情報の差をできるだけ埋めてからやり取りを繰り返す対話が有効であると考えています。

このような考えのもと、私が自ら出向き意見を伺うこと、対話方式を積極的に取り入れること、それらの機会を可能な限り増やすことで、多種多様でより成熟した市民の意見として聞いていきたいと考えております。

このことにより、市民のまちづくりへの参画を促し、市政への反映を実現することで発展につなげていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　再質問したいところもございますが、２点目の質問もややかぶっているところがございますので、続いて２点目に、１点目、２点目合わせた形で後ほどお聞きしたいと思います。

２点目です。

３つの方針の１つ目が、若い世代に選ばれるまちであります。

今般示された施政方針では、その具体策として、野洲駅南口の整備やさざなみホールの新たな活用策が示されております。当然ながら大枠の内容が記されておりますが、具体的には相当幅広いプランが考えられると思われます。

１点目で示したように、これまで以上に深く市民に関わって議論を重ねていただきたいと考えておりますが、その前提として、市の方針案の提示が求められます。この際に、市民に議論への参加を呼びかける前に、まず庁内で活発な意見提案と議論がなされ、可能な範囲でその経過などを広報することで、議論の活発化や、ひいては若い世代に選ばれることにつながるのではないかと考えております。見解を伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、２つ目の市民との議論の前提となる市からの情報提供、情報の提示についてということのご質問についてお答えをいたします。

市民の皆様には広く市政運営に参画いただき、議論を深めていくためには、市からの正確な情報の提示が不可欠であると考えております。その前提となる庁内での議論については、これまでから庁議として体系化しており、その結果は部長会議結果という形でホームページに公開をしております。

さらには、特にＭＩＺＢＥステーションの協議の中で実施しております庁内の若手職員によるプロジェクトチームなど、横断的な施策の検討を進めていきたいというふうに考えております。また、特に市民の皆様と議論すべき重要な施策につきましては、できるだけ分かりやすく、より多くの方に伝わるような情報発信をしていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　それでは、１、２を合わせた形で再質問をさせていただきます。

傾聴と対話の話を言及されました。共に大切と思っておりますが、先般野洲北中学校での生徒との対話の中で、私は市長がおっしゃった言葉に大変感銘を受けた部分がございます。それは、新たな提案をしたら、その提案に対してまた課題が生まれるんですよ、これを中学生に語られたのは、平たく言って非常によいことだと思いました。市民との対話の中で、市民からの意見であったとしても、またそれが非常によい意見であったとしても、それを取り入れることに、実施する際には、またその課題が生まれます。何が言いたいのかといいますと、それを庁内だけで持ち帰って検討して、こうでしたというふうな返し方、一往復だけの返し方ではなく、場合によってはですけれど、市民とともに、その提案を受け取ることによって生まれる新たな課題を、じゃあ、市民の皆さんどうしましょう、どう解決しましょうと、共に考えるような場面も重要なのではないかなと思っております。あるいは、今まではどちらかといいますと庁内の意見を１つにまとめた段階で賛成ですか反対ですかみたいな聞き方だったんですけど、Ａ案はこれです、メリット、デメリット、Ｂ案のメリット、デメリットを示して、どちらがいいですかというような聞き方もあるのかなと思っております。

ちょっと一問一答なんですけど、２つの例を挙げましたが、市長の見解をお願いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　まさに、その傾聴と、そして対話の具体的な進め方のご質問だというふうに思っております。

まず、市と市民とのやり取りの中で出てくる浮き彫りになった課題については、この課

題は誰の課題なのか、これは行政だけの課題でも市民だけの課題でもありません。共に乗り越えなければならない課題、こういったことを先日中学生には分かりやすく、提案の後に出てくる課題を一緒に乗り越えることが、これがまちづくりというふうに申し上げましたが、まさにそのことでありまして、共にする議論の中で出てきた課題は共に共有する課題だと思っておりますので、それについて、双方が知恵を絞り、提案をして、１つの答えを見つけていくということが大事だというふうに思っております。

この考え方からすると、東郷議員がおっしゃったとおり、一方通行、行った切りのやり取りではなかなか難しいということになってまいりますので、１つの議論、テーマについて、やはり何度かやり取りをすることが、共に課題を乗り越えるということになろうと思っておりますので、実際なかなかそこまで今の行政ができてない部分ではありますので、これは挑戦になると思っています。できるだけそういった複数回のやり取りを重ねる中で、１つの答えを共に市民と行政、議会も含めてですけども、見つけていくというような、そのプロセスというものがこれからのまちづくりには必要ではないかと、このように現在のところは考えております。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　考えている方向はほぼ一緒なのかなと思っております。

今般の議会質問でも、野洲駅南口への意見等々たくさん出ておりますが、私は何をするかも当然大事なんですけれども、どういう議論をして、どういう合意をしてというのが非常に大事だと思いますので、なかなか時間の制限もあることは承知をしますが、できるだけ一往復だけの議論ではない深い議論を進めていただきたいと思います。

３点目です。

先般教育長と意見交換した際、今後の目標として教育のまちにしたいとの言葉がありました。これまで一貫して教育に注目し、関心を寄せてまいりましたが、最も聞かれた言葉でございます。教育長のイメージされる教育のまちについて、具体像や目指すところ、力を入れていきたいところを伺います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　それでは、３点目のご質問についてお答えをいたします。

代表質問でもお答えをしましたように、これまで導入ができていなかった学校司書、ＡＬＴ、自動応答電話の設置に令和７年度から取り組みます。まずはスタートラインに立てたという感覚です。

ここから私が目指す教育のまちにしていかなければならないわけですが、予算に関わる面や、また学校教育だけの話では教育のまちの実現はかないません。市長の言葉を借りて、教育のまちを言い換えれば、学びたい人から選ばれるまち、教える人から選ばれるまちと言えます。

人生１００年時代と言われる今日、１日に浴びる情報量は江戸時代の１年分、平安時代の一生分とも言われています。そんな現代社会を生き抜くには、生涯にわたって学び続ける必要があります。

就学前教育では情操的な部分、学校教育では基本的、網羅的な学習を、社会に出てからは自分が学びたいことを学べるような環境づくりが必要です。そのためには、学びを支える指導者側の環境も充実させ、たくさんの先生に野洲で働きたいと思ってもらえるよう労働環境も充実させなければなりません。

また、生涯学習では学んだことを次に伝えられるような学びの循環を生み、文化の伝承が継続できるような環境を整えていくことも必要です。

野洲市が就学前教育、学校教育、社会人教育などが連続性を持ってつながる教育のまちとなるよう、それぞれの機能を高めていきたいと考えます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　非常に多くのことを語っていただきました。なかなか言って、掲げて、ぱっとできるということではないかと思いますが、忍耐強くしっかりと貫いていただきたいと思います。私も教育のまち、大いに応援をさせていただきたいと思います。

４点目の質問でございます。

施政方針にさざなみホールの館内には若い世代のニーズが高い全天候型の遊び場などを整備との記述があり、これに関して質問いたします。

先頃、地元自治会の地区別人権懇談会の講演に興味深い話がございました。一言で言えば、生まれた直後からの人との関わり全てに人格形成上大きな意味があるということでありました。その中で、遊びに着目すると、幼少期から学童期までの遊びは遊興的な意味での遊びではなく、人格形成やコミュニケーション能力、さらには創造力など、多くの力を備える上で非常に大きな役割があること。その遊びというのは、スマホのゲームなど頭の中のイメージの体験ではなく、文字どおり体を使って経験することが重要との指摘でございました。

こうした点を踏まえ、これから整備を検討する遊び場においては、子どもの輝く力を引

き出し、伸ばす遊び場というような教育のまちにつながり、ひいては若い世代に選ばれるまちにも資する施設の整備を目指すべきと考えます。市長、そして教育長の見解を伺います。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　それでは、子どもの力を引き出し伸ばす遊び場に関するご質問について、見解を述べさせていただきたいと思っております。

議員ご指摘のとおり、子どもの遊び場を整備するに当たっては、子育て世代の居場所を確保するだけでなく、子どもの力を引き出し、伸ばすことができる施設にすることが望ましいと考えています。それが市の魅力を高め、若い世代に選ばれるまちにつながることは私も同じように考えておりますので、今後の議論における重要な視点として検討してまいります。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、私から４点目のご質問にお答えをします。

議員のおっしゃるとおり、幼少期から学童期までの遊びは、創造性や社会性などを育てる上で大変重要だと考えます。体を思い切り伸び伸びと動かして遊ぶことは、体力や運動能力の向上だけでなく、自主性や意欲的に取り組む態度を育てます。また、ルールを守って遊びを楽しんだりコミュニケーションを取ったりすることで、協調性や社会性を養うことができます。子どもたちの心身の健やかな成長や豊かな人生を送る上で、土台となる力を獲得するためにも、また生きる力を育むためにも、遊ぶ体験は非常に大切だと考えます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　それぞれご答弁いただきましたけれども、教育長おっしゃったように、遊びと学校教育と申し上げていいかと思いますけれども、その教育が分断されるのではなくて、この連続性があるんだと。先ほどの質問の中で連続性を持つというようなちょうど言及がございましたけれども、まさしくそれに尽きるかなと思います。併せて、やはりこれを教育委員会だけのことではなく、やはり野洲市として子どもの学び、あるいは輝く力を育むということ、野洲市としてしっかり力を入れていっていただきたいというふうに思います。

最後、１点だけ、野洲市としてこうしたことに注力するという点についての市長の見解をもう一度お願いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えします。

野洲市としてということでございます。

幸い駅前の整備、そしてＭＩＺＢＥステーション、さざなみホールのリニューアルというようなチャンスがございます。この中で、どこで何をするのかということはこれからではありますが、いずれにせよ、この中のどこかでこの子ども・子育て支援の機能を持たせたいということはずっと考えております。その子育て支援の機能、例えば遊具にとっても、どこにでもあるありきたりの遊具ではなくて、その遊具に１つの狙いを込めまして、他市にないそういった狙いをしっかりとコンセプトを入れた遊具であったりとかというところを一手間加えることで、他市にはない魅力、若い世代に選ばれるまちづくり、これにもつなげていきたいと、このように考えております。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　あるテレビ番組でボーネルンドという民間の企業が取り上げられておりました。それを見ていますと、同社の遊具で遊ぶ子どもたちの運動量は、他の遊具で遊んでいる子どもたちと比べて活動量が多いという、これはちょっとどこの大学かは失念しましたが、大学の先生が研究で明らかにされたようなところでございまして、その企業さんをという、特定でどうこう言うわけではございませんが、先ほど市長が申されたような、やはり遊具に狙いといいますか、しっかりとしたコンセプトを持って整備を整えていただきたいと思います。

では、５点目の質問です。

遊び場の整備については、大人の健康維持に有効な遊具の設置を望まれる声もお聞きをしております。先ほど申し上げたテレビ番組の中では、子ども向けの遊び場、遊具と並行する形で大人の健康維持、どちらかといいますと高齢者の方というような形でございましたが、そういう施設整備も手がけて好評になっているという内容もございました。これは１件目の「誰もが大切にされ」や、市長の掲げておられる２つ目の方針とも合致すると思います。この遊び場の整備に向けて、この大人向けも一部整備するような考え方についての市長の見解をお願いいたします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　お答えをいたします。

大人、特に私がまちづくりの方針の２つ目に掲げておりますのが特に高齢者の方でございまして、この辺について、かなり意識をさせていただいております。特にこの高齢者の

皆様が自然と運動したくなるような仕掛け、これを重視しておりまして、この健康維持を図る取り組みとして、そういった高齢者の方向けの遊具というものは有効であるというふうに考えております。従来の健康増進に係ります市の取り組みに合わせまして、高齢者の方にもご利用いただけるようなそんな機能についてもしっかりと検討いたしまして、高齢者の方にも安全、安心で楽しいまちの実現を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　当然ながら予算の制約はあると思いますが、今日の質問でも複数の議員から、市街化区域ですとか企業の誘致、あるいは住宅の整備等々のご意見がありました。私もそれは非常に重要だと思いますが、もう一方でこうしたソフト面といいますか、本当に市民が満足する、野洲市でよかったな、あるいは他市の方が野洲市はいいなと考えていただけるような環境整備も大事かと思いますので、ぜひ進めていただければというふうに考えます。

６点目の質問に移ります。

教育方針では、野洲市はたちからのチャレンジテーマとして、自分の花を咲かせようが掲げられております。私たちも学校の取り組みや子どもたちの頑張りを精いっぱい応援したいと考えております。一方で自分の花、つまり自分の夢が見いだせていない子どもも多いのではないかと考えます。夢実現や夢応援の前に、夢発見のプロジェクトが必要で、言わば自分の花の種を見つける作業であるかと思います。

先ほどの遊び場での言及と重なりますが、種を見つけるにはスマホの画面の中だけではなくて、リアルな世界での経験やロールモデルが必要であり、まずは大人が私の花はこれと示し、努力する姿や、あるいは咲かせることができてよかったという喜びを表現することが重要で、子どもたちと多くの時間関わる教職員にその役割を期待したいと考えております。先ほどの質問とちょっと同じ趣旨ですけれども、市長には、これを教育の問題だけではなく、野洲市としてどう考えるかという観点で、市長にも、そして教育長にも質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山本　剛）　市長。

○市長（櫻本直樹）　東郷議員の夢発見に関するご質問についてお答えをさせていただきます。

私は、野洲市の子どもたち全てに夢を持っていただきたいというふうに思っております。その実現のためですけども、まずは教育環境を整備していくことが大事だということで、

これが言えると思います。

私が３つの方針の１つ目に掲げているのが、若い世代に選ばれるまちです。とりわけ子育て世代が選ぶ理由として欠かすことができないのが子育て、教育の環境です。乳幼児の保育から始まり、就学前教育、義務教育、中等教育、高等教育、そして社会人教育への連続的な教育環境を整えていくことで、野洲を選んでくれる若者が増えると考えています。教育委員会が方針として掲げたテーマはその方向性とも十分相入れるものですので、教育委員会とも連携しながら、誰もが夢を持ち、夢を応援できるまちにしていきたいと思っております。また、人生１００年時代といいます。学び続けられる野洲市であることは、２つ目の高齢者にも安心、安全で楽しいまちにもつながってまいります。子育て教育を充実させること、私が目指すまちづくりにつなげていきたいと考えております。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、私から６点目のご質問にお答えをします。

令和６年度の学習状況調査によると、将来の夢や目標を持っているかという設問に対して、小学校が２９．９％で、全国や滋賀県と比較して低く、中学校は３３．２％で、全国や滋賀県と比較して高くなっています。

夢や目標に関する学習はキャリア教育の内容となりますが、これは総合的な学習の時間や生活科を中心に進めることが多くなっています。特に総合的な学習の時間では、６年生がゲストティーチャーから仕事について話を聞いたり、４年生が２分の１成人式でこれからの１０年について考えたりしています。また、毎年キャリアパスポートを作成し、中学校へ引き継いで夢をつないでいます。

ロールモデルとしての大人は、当然教職員が接する時間は多いわけですが、夢の広がりという観点からすると、教職員に限らず、親や祖父母、習い事の先生、地域の方々など、社会全体として子どもを育て、その夢を育むことが大切と考えます。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　少し観点が飛ぶんですけれども、先ほど３問目の質問の中で、今の子どもたちは非常に多くの情報の中に置かれているというふうな内容がございました。ある意味、この夢を描くという部分についても情報が多過ぎて、かえって描きにくいようなこともあるのではないかと思います。そういった意味で、より身近な方にロールモデルを示していただくことも大事なのではないかなと振ったわけでございます。教師にかかわらず、親、祖父母、地域の人、それはそのとおりと思うんですけれども、ちょっと元に戻

りまして、情報過多の中で、自分に必要な情報を選ぶような能力も必要になるかと思うんですけれども、この情報過多の時代に生きるこのすべをどう教えていくかというようなところに関して、見解があれば教育長に伺いたいと思います。

○議長（山本　剛）　教育長。

○教育長（北脇泰久）　では、今、東郷議員から再質問がありますのでお答えさせていただきたいと思います。

　確かに、本当に今子どもたちにとっても、また大人にとってもなんですけれども、いろんな部分で情報量というのは大変たくさんあろうと思います。そういうふうな中において、学校ではリテラシー的な教育というのも確かに必要かなというふうに思っています。例えばＳＮＳに上がっているものが、それをそのまま信じて、その情報が正しいというふうな判断をするのではなくてという部分も確かにあろうかと思います。ただ、その前提として、やはりそういったものを、僕は先日の校長会の中でも話をしたんですが、学校というところが子どもたちの夢や希望というものを応援できる学校であってほしいというお願いをしました。そして、その一番は、やはりその子どもたちの生き方に対して夢や希望を与えるのは先生ですよということなので、その先生から与えられる情報というふうなものがしっかりと子どもたちに届いたならば、たくさんの情報があるかもわかりませんけれども、そういったところから自分で考えて、取捨選択できるというふうな力もつくのではないかなというふうに思います。ですので、正しい知識、あるいは理解というふうなとこら辺、先ほど人権教育の面からも話をさせていただきましたけども、そういったことの繰り返し、積み重ねというものが、私は大事なことは何回でも繰り返してすることが大事だというふうに思っていますので、そういうふうな中で自分が判断をして、そしてもって行動できるというふうな力が僕は一番大事ではないかなというふうに思っています。これからも子どもたちの夢、それから希望がかないますように、ご支援をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（山本　剛）　東郷議員。

○７番（東郷克己議員）　何回も繰り返すことが必要と、本当にそのとおりだと思います。先ほど質問いたしました認知症のこともそうですし、虐待についても同様、また市政全般にわたって同様かと思いますので、今後も地道に継続的に希望ある野洲市に向けてご努力いただきますようお願いしたいと思います。私も応援してまいります。ありがとうございました。

○議長（山本　剛）　お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本　剛）　ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明６日は午前９時から本会議を再開し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。お疲れさまでした。（午後４時０７分　延会）

野洲市議会会議規則第１２７条の規定により下記に署名する。

令和７年３月５日

野洲市議会議長　　山　本　　剛

署　名　議　員　　橋　　俊　明

署　名　議　員　　岩　井　智惠子